

第1日目(9月1日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから、平成21年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番・山田勝君、及び議席番号6番・関常幸君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については去る8月26日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日9月1日から9月17日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間と決定いたしました。

ここで総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 大変申しわけありませんが、議案の差しかえをお願いしたいものであります。本日、議席の上に、丸正の表示をしております第77号議案 南魚沼市移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の制定についての議案でございますが、附則の記載が適当でなかったものですから、差しかえさせていただきたいと思っております。おわび申し上げます。なお、議案の中では丸正でご説明いたしますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長 差しかえはおわかりになりましたでしょうか。

議長 日程第3、諸般の報告及び議員派遣結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 おはようございます。9月定例議会開催であります。総論に入ります前に、一言皆さん方にご報告も含めて申し上げさせていただきたいと思っております。ご承知のように30日に、第45回衆議員総選挙が執行されたわけでありまして、結果はご承知のとおりであります。そこで、昨日の市長会等でもそれぞれ話がありました。制度的に税制も、公共事業も、農業政策も、そして福祉政策もすべてが劇的に変わっていくという、マニフェストどおりにいきますと変わっていくということでありまして、我々地方自治体がこれにどう対応していくのか。これから職員の力量も、私の分も含めて求められるわけでありまして、その点について議会の皆様方からも、それぞれまた私どもにご指導、ご鞭撻を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。それでは所信表明に入らせていただきます。

平成21年9月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をおよこび申し上げます。また、日ごろ、市政にご尽力いただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げますところであります。

はじめに、去る6月21日にご逝去されました、上村一郎議員を悼み、故人のご冥福を心よりお祈り申し上げますところであります。上村さんは昭和60年、旧六日町議会議員に初当選以来5期連続当選、合併後、初の南魚沼市議会議員選挙で当選され、通算24年2カ月の長きにわたり議会議員としてご活躍をされました。そして新生南魚沼市のまちづくりでは、豊富な経験と卓越した識見により、合併後の市政の安定と市民の一体感の醸成のためにご尽力いただいたところであります。なお、これらの多くのご功績により、先般、従六位旭日双光章を受賞されましたことをここで皆様方にご報告申し上げます。

引き続き、6月定例会以降の経過等についてご報告申し上げます。

はじめに保健・医療・福祉についてであります。魚沼基幹病院につきましては、6月新潟県議会において「新潟県魚沼基幹病院の設置等に関する条例の制定について」及び「平成21年度新潟県魚沼基幹病院事業会計予算」の2議案が上程され、平成21年7月10日の本会議で可決されました。新潟県魚沼基幹病院事業会計予算の予算規模は債務負担を加えて、1億2,218万7,000円となったところであります。

また、同県議会に「魚沼基幹病院（仮称）基本計画（素案）」が示され、魚沼基幹病院の建設地として、現「南魚沼市立ゆきぐに大和病院」敷地内との内容が示されました。平成21年8月7日の第5回魚沼地域医療整備協議会において、新潟県から「具体的な基幹病院本体の建設位置として、ゆきぐに大和病院の駐車場約1万平方メートルを想定している」との説明もありました。

その後、新潟県から平成21年8月12日付で「病院建設地を南魚沼市浦佐4115番地ほか、これはゆきぐに大和病院敷地内とし、敷地調査や基本設計等基幹病院の建設に着手したいが同意をいただきたいとの依頼があり、同意をしたところであります。

今後は新潟県と具体的な協議を進めながら、代替駐車場の確保に向けて事業を進めたいと考えております。

新型インフルエンザにつきましては、厚生労働省の運用指針の改定及び感染症法施行規則が一部改正され、8月1日からは発熱相談を介さず、直接医療機関に確認の上受診できるようになりましたので、当面市のコールセンターは休止をしております。

当市内におきましては、6月24日に初めての患者が確認されましたが、保健所等の医療的処置及び保健指導により感染拡大は防止されました。

しかし、夏季になっても縮小するどころか、現在でも集団での感染が絶えず、国内での死亡患者が確認されるなど、新型インフルエンザの感染は拡大している状況にあります。当市は9月からのトキメキ国体の競技会場でもありますので、市民への啓発と関係機関等との連携を強めて、新型インフルエンザの集団発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大と妊婦及び基礎疾患のある患者の重症化防止に努めたいと考えております。

5月29日に国の平成21年度補正予算成立により、女性特有のがん検診推進事業に着手いたしました。本事業は、特定の年齢に達した女性に対し、子宮がんと乳がん検診の無料クーポン券等を配布し、受診を促進するとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としております。該当する市民への周知及び啓発を行うとともに、円滑な実施につつまして注意を払いながら取り組んでまいります。本事業関連予算を計上いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

地域住民が有償で支えあう新たな子育て支援事業として、10月1日からサービスを開始する「ファミリー・サポート・センター事業」につきましては、100人以上の会員登録を目標に、4月から市報や関係団体に情報提供を行いながら、提供会員と依頼会員の募集をしてまいりました。7月末現在で登録をいただいた会員数は53人となっておりますが、目標の半分程度であり今後も引き続き、制度の周知を図りながら会員募集を進め、ネットワークの輪の輪を広げていきたいと考えております。6月8日には提供会員を対象に第1回講習会を実施しましたし、9月には第2回講習会を予定しております。現在は、登録いただいた会員とアドバイザーで面談を行いながら、10月1日サービス開始に向けて準備を進めているところであります。

高齢者福祉に関しましては、国の補助を受け「生活・介護支援サポーター養成事業」に取り組んでまいります。この事業は、市民を対象とした養成研修を行い、高齢者への生活・介護支援サービスの担い手を養成するものであります。

平成19年度、20年度と実施をした「認知症地域支援体制構築等推進事業」につきましては、引き続き新潟県から委託を受けることになりましたので、今までの実績を踏まえ、さらに認知症対策を拡充してまいります。

国が緊急経済対策の一環として行う交付金事業等を活用して、小規模特養などの介護施設整備及びグループホームのスプリンクラー設置を促進することといたしました。上記3件に関連して補正予算を提出させていただいております。

次に、教育・文化についてであります。

浦佐地区の認定こども園建設事業につきましては、建設予定地の敷地造成を完了いたしました。建築基本設計についてはコンペ方式を採用し、審査会を開催して基本案を決定しております。このこども園には城内中学校の学校林の木材を利用することやバイオマスタウン構想に沿ったペレットボイラーの採用、学童保育の併設など、新しい試みで取り組んでおります。こども園の運営面についても検討を進め、保護者説明会を実施いたしました。

「トキめき新潟国体」につきましては、先般行われました兼続公まつりの中できょ火採火式を実施し、きょ火名を「輝け、義と愛の火」とさせていただきます。本大会開催まで26日と迫ってまいりましたが、大会成功に向け準備を進めているところであります。

次に環境共生についてであります。

ペットの葬祭施設設置に関する規則についてであります。近年は死亡したペットについて火葬し納骨を希望する方が多くなり、ペットの火葬等の施設の需要が増加傾向にあります。

当市においても、ペットの葬祭施設設置に対する問い合わせが寄せられるようになり、生活環境の保全の見地からも何らかの設置基準の策定が必要となっており、今議会で「南魚沼市ペット葬祭施設の設置等に関する条例」を上程することといたしました。本条例は、あくまでもトラブルを未然に防止しようとするものでありますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に有害鳥獣の出没対策であります。ツキノワグマにつきましては、4月以来19件の出没報告があり例年になく多数となっており、看板設置や近隣行政区に対するチラシ配布等により注意喚起したところであります。秋に向かってクマを目撃したときの対処方法等、クマ対策の市民への周知を行い人的被害の未然防止に取り組んでまいります。ニホンザルにつきましては、4月以来36件の出没報告が寄せられており、今後も農作物の収穫期間中での出没が頻繁になることが予想されます。緊急雇用対策によって2名の方を雇用し、7月16日から11月までの間、有害鳥獣被害防止パトロールを実施しており、関係機関等と連携して被害を最小限に止めるよう情報提供や追い払いを行ってまいります。

市内で数箇所発生している廃棄物の不法投棄や不適正保管対策につきましては、県担当課や保健所などの協力を得ながら進めているところですが、活動が県内各地に及んでいることや組織的かつ広域的な動きに発展する傾向にあることから、難しい状況に置かれております。今後は庁舎内部に連絡体制を構築し、県担当課や地域振興局の関係各部、さらに警察とも連携をとりながら対応していく所存であります。

旧炉の解体工事につきましては、地元への説明などが終了し7月中旬過ぎから準備作業に着手いたしました。台風時期に入ることや稲刈り時期であることから、水質や大気汚染の環境測定を強化し、周辺環境などに十分な注意を払い進めてまいります。

可燃ごみ処理施設の悪臭対策につきましては、建設当初から地元の強い要望がありましたが、平成19年にピット内の汚泥を取り除いたことにより、当初と比較して改善が図られたものの、抜本的な解決には至っておりません。スラグのストックヤード建設に合わせ、脱臭装置を設置することで解消したいと考えております。設置には約6カ月程度の期間が必要となることから、本定例会に補正予算を提出させていただきましたのでよろしくようお願い申し上げます。

下水道普及に伴う「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理事業の合理化に関する特別措置法」の適用による転換業務につきましては、関係事業者との調整作業を開始いたしました。県へ提出する合理化事業計画書につきましては、関係機関と協議を進め年度内に作成したいと考えております。

なお、春先から実施しております可燃ごみ及びリサイクルセンターでの昼休みにおける受付時間の延長についてであります。需要は月間で5から10件程度と少ないものの、順調に推移をしております。

次に都市基盤についてであります。

国土交通省は7月10日、道路特定財源の一般化に伴い廃止された地方道路整備臨時交付

金に代わり、今年度創設された「地域活力基盤創造交付金」の新規事業等の二次配分がなされ、当市においては事業費4億3,490万円で、一次配分とあわせ8億8,990万円と当初予算の事業費を確保することができました。一次配分を受けた事業と同様、景気対策からも早期発注に努めてまいりたいと考えております。

昨年7月27日の集中豪雨は道路等公共土木施設に甚大な被害をもたらし、なかでも本年9月に開催される、トキめき新潟国体の自転車ロードレースコースの市道清水瀬落合線と関連する大戸沢の災害関連緊急治山事業につきましては、県及び市でレースに支障のないよう鋭意復旧工事を進めております。他の災害復旧工事も今年度中の完了に向けて順調に進んでおります。

国土交通省直轄道路事業B/Cによる点検で、事業の一時凍結が発表された国道17号浦佐バイパスにつきましては、北陸地方整備局の事業評価監視委員による関係自治体の現地調査と意見聴取が6月16日に当市役所で行われ、魚沼市長とともに事業の必要性を訴え、6月22日開催の事業評価監視委員会で、災害や豪雪時の代替えルートとしての機能、医療機関へのアクセス道路の確保などの要素を評価に加えることで事業の継続が妥当と判断され、7月7日国土交通省から事業評価監視委員会や関係自治体等の意見を踏まえ、コスト縮減等の事業内容等の見直しを行った上で事業を執行すると発表されました。これからも引き続き早期完成に向け、国県に強く働きかけてまいる所存であります。

国道17号六日町バイパスにつきましては、市道駅裏小栗山線から県道平石西ノ裏線の0.7キロメートルについて、8月24日に国土交通省を始め、事業関係者や地元関係者を迎え開通式を行いました。この開通により、平成19年度開通の余川工区と合わせ1.3キロメートルの供用となりました。

国土調査事業につきましては、平成19年度から実施している五日町第1-1計画地(欠之下、押堀川以北)は、関係者のご理解により筆界未定もなく地籍図、地籍簿を新潟県の認証を得て、本年7月9日に登記が完了したところであります。成果といたしまして、調査前の筆数1,654筆、面積59.86ヘクタールに対し、調査後の筆数は436筆減の1,218筆、面積は1.83ヘクタール増の61.69ヘクタールでありました。

次に産業振興についてであります。

農業関係であります。稲作の作柄につきましては、田植後は順調に生育しておりましたが、7月の長雨と低温により平年並みに戻り、出穂は8月10日前後に最盛期となり、9月20日頃には収穫期を迎えると予想されております。関係機関と連携し適期刈取り、適切な乾燥調整等について周知徹底を図り、消費者の期待にこたえられる「安全・安心」で「高品質・良食味」の米が出荷できるよう努めているところであります。

生産調整につきましては、秋作物・そば等の現地調査は残しておりますが、目標達成はできる見込みとなりました。農家の皆さんを始め関係機関のご協力に対しまして、心からお礼を申し上げます。

八色西瓜につきましては、6月中旬の着果時期の好天や風水害にあわなかったことから生

育は順調でありましたが、7月中旬からの長雨で消費が低迷したことにより販売は苦戦し、昨年を大幅に下回る結果となってしまいました。なお、昨年は5億円を突破しておりましたが、今年度は3億円をややオーバーしたという程度で終わっているというふうに伺っております。

観光関係では、名称変更して2年目となります「南魚沼市兼続公まつり」を市内の他のイベントとの重複を避けることなどから日程を変更して開催いたしました。「天地人」放映の年でもあり、大勢の参加をいただき、天候にも恵まれ大いに盛り上がったところであります。

商工関係では、地域活性化を目的とした南魚沼市プレミアム商品券“愛”を25,000セット完売し、35.4パーセントの世帯から購入していただきました。7月末現在の換金率は58.4パーセントで、地域経済活性化に役立ったものと思っております。

緊急経済対策信用保証料補給制度では、6月末までに136件の申請があり、これを認定いたしました。このうち融資の完了した85件、融資総額5億7,970万円に対し、1,619万円の信用保証料を補給いたしました。景気の落ち込みは一時より回復傾向にあるものの、資金融資への要望は依然として高く、引き続き支援をしてまいる所存であります。

大河ドラマ「天地人」関係では、「愛・天地人博南魚沼」の入場者数が、NHK大河ドラマの順調な視聴率などを追い風に、7月11日に当初目標入場者数の20万人を達成いたしました。今後もこの流れを期待し、新たに入場者数40から50万人を目標に更なる誘客促進に努めてまいります。なお、この29日から内容を若干リニューアルいたしまして、また新しい内容での展示もすすめておりますのでよろしくご願いたします。

放映後の対策につきましては、アフター「天地人」推進プロジェクトチームを組織して検討を進めております。通称を“愛P”(アイピー)として、「愛・天地人博南魚沼」を中心的に運営している天地人プロジェクトの代表者に加え、各商工会青年部の代表者などに参画いただいております。今後は女性の参画も検討しております。

“愛P”では「愛」をメインテーマに据えて、放映後の観光交流人口について地域の特性に合致した独自の目標値の設定、地域ブランドの分析と再構築、2010年度の誘客イベントの企画及び実施、番として観光事業者との継続した旅行商品開発に向けたPR活動、番目といたしましてアンケートを活用した効果的な情報発信などの事業を実施することとなりました。

既に8月から天地人博の来場者アンケートは、アフター「天地人」対応のものに転換しており、事業が始まっております。今後も部会の設置なども検討しながら、地域の時代を担う“愛P”の皆様の創意あふれ、柔軟な発想による機動的な事業実施をお願いし、市としても積極的に支援をしていきたいと考えております。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

5月8日から7月17日までの約2カ月間に28会場で開催いたしました市政懇談会では、計750人の皆様からご参加をいただきました。魚沼基幹病院を主題とし、国体へのご協力のお願いや市政全般の説明を申し上げましたが、懇談会では多くの皆様方から貴重なご意見

をちょうだいいたしましたので、今後の市政に反映をしております。この場をお借りいたしまして開催に当たりご協力をいただきました行政区長様を始め、地域の役員の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に平成20年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計の決算につきましては、経済対策により繰越明許費繰越額を含んだ形式収支は8億3,193万円と多額になりましたが、繰越財源を除いた実質収支額は財政調整基金へ4億9,524万円積み立てた上で、3億7,675万円となりました。

水道事業会計の決算につきましては、平成20年度末の給水人口は6万570人、給水件数2万3,555件となり、普及率は97.1パーセント、前年比と同じとなりました。

給水収益は、17億11万9,000円で前年費101パーセントになりましたが、この要因は、冬期清算分の増と老朽配水管更新などの漏水対策によるものと考えられます。また、建設改良工事は配水管7,152.4メートルを実施し、うち老朽管布設替えは3,157.3メートルを実施いたしました。

病院事業会計の決算につきましては、収益的収支 いずれも税抜きでありますけれどもでは総収益37億4,367万円、総費用38億6,388万円で、差し引き1億2,021万円の純損失が生じました。資本的収支では7,794万円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

なお一般会計のほか5特別会計及び2事業会計の決算につきましては、本定例会にご報告申し上げますので、審査の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成20年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率並びに、各公営企業における資金不足比率につきましては、本議会において報告を行いますが、健全化判断比率において先ほど申し上げました実質赤字比率、連結赤字比率、この二つであります。いずれも該当がなくその他の二つの比率 これは実質公債費比率と将来負担比率であります。についても早期健全化基準を下回りました。実質公債費比率は22.9パーセントと昨年値から0.4ポイント減少、改善をしております。

病院事業において1億8,073万円の資金不足額が生じておりますが、資金不足比率は5パーセントと経営健全化基準の20パーセントを下回っております。

次に、平成21年度の地方交付税の関係であります。普通交付税の算定が終わり、交付額が前年度対比7億1,699万円、8.5パーセント増の91億5,456万円で決定となったところであります。また、臨時財政対策費は10億3,277万円で、前年度対比3億6,733万円、55.3パーセントの増と、国の地方への不況対策により大きな伸びとなりました。当初予算対比では、普通交付税は4億7,456万円の増額、臨時財政対策債は62万円の減額となるところであります。

今年度の普通交付税算出につきましては、投資的経費を中心に従前の方針の中で6,000億円減額する一方、生活防衛のための緊急対策として「地域雇用創出推進費」の創設等によ

り1兆円の増額がなされ、全体では4,000億円の増額予算となっております。当市におきましても、新設の地域雇用推進費1億9,628万円増、合併特例債の元利償還金の増による公債費1億8,548万円増、法人市民税の税割額の減収による1億9,149万円の増等が主な増額要因であります。

一般会計補正予算につきましては、現時点までに内示等があった地域活性化・公共投資臨時交付金、子育て応援特別手当交付金等の経済危機、生活支援対策への対応事業、前年度繰越金、交付税の増額、補助事業の決定等に伴う必要最小限の過不足額等について計上いたしました。なお、下水道特別会計の起債残高の削減のため、合併振興基金の繰替え運用を原資として繰上償還のための繰り出し金を計上いたしました。残余の額につきましては、財政の健全化のため財政調整基金の確保及び起債の削減に充て編成をいたしました。

私は昨年の世界同時不況以降、景気対策として雇用及び資金繰り対策に取り組んできたところでありますし、本年6月定例会において国の補正予算を受け経済危機対策臨時交付金事業に関する補正予算を組み、各分野における地域経済の活性化に取り組んでいるところであります。景気回復までには相当長期にわたるものと認識いたしており、今後も国の経済対策と連動させて景気回復に最大限の配慮をまいります。

「トキめき新潟国体」が今月26日から開催され、当市にも全国から800人余の選手・役員の皆様からお越しをいただきます。競技施設などの環境整備はもとより、市民挙げておもてなしの心で受け入れる体制につきましても準備が整い、すべての人の心に残る大会を目指しているところであります。

また大河ドラマ「天地人」も後半になり、放映も残すところ12回となりました。厳しい状況下において「天地人」がもたらした影響は計り知れないものがあり、明るい話題が少ない中であって、本当にありがたいことであります。兼続公の生誕地「南魚沼市」にお越しの全国のお客様に、兼続公の生き方の基礎を培った当地の豊かな自然や人情といったものを感じていただければと考えておるところであります。

そしてこの二大イベントを通じて南魚沼市の魅力を発信し、市民とのふれあいから交流を深め、多くの南魚沼ファンが誕生することを期待しております。

今後とも「希望溢れて伸びるまち」を目標に、一步一步着実に進めてまいり所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げます。所信表明といたします。

なお、今定例議会に提出いたしました案件は、条例7件、予算8件、その他15件、合計30件であります。よろしくご審議の上、認定ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議 長 日程第5、報告第4号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長、角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 おはようございます。閉会中の議会運営委員会の報告をさせていただきます。6月定例会において当委員会に付託された継続調査の事件について、3回の議



会運営委員会を開催し、調査研究を行いました。1回目は期日が7月8日、二人欠席がありましたが8名の出席で、正副議長に出席をいただきました。調査事項につきましては、平成21年第2回南魚沼市議会臨時会の運営について、市の附属機関等からの議員の引揚げについて、その他であります。

なお、その他の中で、一般質問方法の取扱いについても検討いたしました。9月定例会の会期日程についても検討いたしました。

調査の内容につきましては、臨時会の会期及び議事日程等議会運営に関する事務調査を行い、議会改革の検討事項「市の附属機関からの議員の引揚げ」などについて、検討を行いました。

第2回目が平成21年8月3日、委員の出席状況は1名欠席がありましたが、9名の出席であります。正副議長に出席をいただきました。調査の内容につきましては、議会改革の検討事項「市の附属機関等からの議員の引揚げ」について、執行部との協議結果などにより対象とする審議会等、実施時期などを決定いたしました。

3回目は、期日が平成21年8月26日、委員の出席は全員10名であります。正副議長に出席をいただきました。調査の内容につきましては、内容と申しますか調査の事項がありましたが、先ほど申し上げたように21年9月南魚沼市議会定例会の運営について。六つに分けて、付議事件の概要について、会期及び議事日程について、決算認定議案の審議の進め方について、陳情の取扱いについて、意見書の取扱いについて、議会運営上の確認事項について、そして閉会中の議会運営委員会の開催についてでありました。執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め行いました。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 2ページの2回目の調査によります、議員の附属機関からの引揚げについてのことについてちょっとお聞きしたいのですけれども。引き揚げるということもそうなのですけれども、それについての意見としてというか、なぜ引き揚げるのかということと、それからそのなぜなのでしょうけれども、議員ばかりしゃべるとかそういう声は時々聞こえてきていますけれども。それによって一般の人たちへの不足分は、どうかたちでそういう審議委員会の中にしていくのかというような議論はされたかどうかお聞かせください。

角谷議会運営委員長 このはじまりがやはり今、岩野議員が言われたように、各委員会で議員が多く中に入っていると、一般の人の方からの声が出しづらいというような雰囲気があったので検討に入った次第であります。あとは検討しておりません。

議長 ほかにございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に総務文教委員長、南雲淳一郎君の報告を求めます。

南雲総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会所管事務調査について、お手元の資料に沿いましてご報告を申し上げます。調査事項、調査の状況につきましては1ペ

ージに記載のとおりであります。

2 ページに移ります。地域コミュニティーについてであります。この事業につきましては、合併により地域エリアが拡大したことから、地域の活性化、地域要望に対する迅速な対応、地域の活力をはぐくむ施策の在り方等について18年度より検討してまいりました。19年度には、旧町に1地区で試験的に実施し、平成20年度から市内12地区で実施されているところであります。

今年度は市内全域での取り組み2年度目に当たり、コミュニティー事業をさらに拡充していくため、地区民に自治意識の場を提供することを目的に、地区センターが設置されました。地区センターの業務、予算の内容、そして設置の状況につきましては、それぞれ記載をさせていただきます。

午前中に大崎地区センター、大巻地区センターそして中之島地区センターの現地調査をいたしました。私は予想以上にそれぞれの地区センターの取り組みの手法等に差異があることに驚きました。これは旧町の施策に違いがあったことや、地区の歴史、文化等に違いがあることによるものであり、当然なことであると思っております。それぞれの地区では役員の皆さんが一部手探りの部分ではありますが、熱心に取り組んでおられました。このように地区の有為な人材が活躍されることで、地区の個性、自主性が尊重されつつ自治意識が高まり、地域コミュニティー事業が発展することを期待をするものであります。

続いてページは10ページ、2 総合計画の見直しについてであります。総合計画の見直しは、10年間の中間年で行うことになっていましたが、1年早め、今年度実施されています。具体的な作業は、支援業務委託契約を結び実施されています。作業の進捗状況及び今後の予定については、10ページに記載のとおりであります。質疑につきましては、11、12ページに記載されております。ご覧をいただきたいと思っております。

次に13ページ、3 地域審議会の活動状況についてであります。地域審議会は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併後の地域住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスを実現することを目的に、旧大和町と旧塩沢町を地区単位として設置されたものであります。大和地区地域審議会、塩沢地区地域審議会の活動状況につきましては、記載のとおり説明を受けました。

質疑の中では、地域審議会と地域コミュニティー活性化事業や地域づくり協議会との接点、あるいは役割、関連性等について意見が多く出たところであります。ご覧をいただきたいと思っております。

次に16ページであります。4 天地人関連事業の中間取りまとめと事業収支についてであります。最初に愛・天地人博南魚沼についてでございます。会場の舗装工事等の基本工事につきましては、市の一般会計事業で施工し、内装工事・管理運営等についてはプロジェクト事業として昨年度中に完了いたしました。1月11日に20万人の入場者を目指してオープンしましたが、1～3月は通常オフ期といわれている時期ではありますが、大河ドラマの高視聴率の好条件に恵まれ、目標を上回る入場者でありました。4～6月については、ETC

の割引の実施等もあって多くの入場者がありました。月別入場者につきましては、16ページのとおりであります。7月の入場者数は4万1,657人でありました。

なお、六日町観光協会が実施しました六日町地区の宿泊関係者からのアンケートによりますと、1～3月が前年比4.7パーセント、4～6月は30パーセントほど宿泊関係が増えていたということでありました。20年度事業収支についてであります、17ページの表のとおりであります。復興基金からの入金がないための概算であります。

それから、直江兼続公伝世館についてであります。建物規模から年間入場者目標を3万人としましたが、愛・天地人博との相乗効果もあって半年で目標を達成しました。月別入場者数は18ページのとおりであります。天地人ガイドについても説明をいただきました。記載のとおりであります。

概略、以上のような説明を事務局長から受け、質疑に移りました。主なものを20、21ページに記載してあります。21ページの中ほどに、会計は黒字になると思われる。その後の南魚沼市をどう売り出すかというプロジェクトに、そのお金を使うべきだ。対しまして事務局長からは、黒字になると予想されている。黒字についてはプロジェクトチームに諮るが、現在のところ南魚沼市の観光振興あるいは地域振興のための基金に充てるという案が出ている。南魚沼市の売り出し方については、愛プロジェクトという組織が立ち上がったので、その中で具体化させていきたいとの答弁でありました。先ほどの市長の所信表明でもこの部分にはお触れになっておられるところでありましたので、今後の推移を注視したいというふうに考えております。そして、最下段には、今後の天地人博の予約状況について記載されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

22ページ市税の調定結果についてであります。市税調定状況について市民生活部長より説明をいただいたところでありました。平成21年6月末の市税の調定現額は71億9,684万円である。前年同月との比較では1億7,734万円ほど減額である。比率といたしましては、97.6パーセントである。現年度予算額との比較では2億3,809万円の減額である。経済情勢が厳しく不安な要素も多くあるが、予算確保に努めたい。

滞納繰越分についてであります、調定額は14億8,400万円でありました。前年度との比較では5,115万円、率にして103.6パーセントの累増している。大きな滞納額であり、縮減が課題であるという説明でありました。

国保税についてであります、調定額は16億7,224万円であり、滞納繰越は2,224万円ほどの増加をしていると。これにつきましては、短期保険証や資格証の交付を活用しながら、実効性のある納税の告知に取り組むとのことでありました。

質疑が記載してありますけれども、今年度からコンビニ収納が可能となったことから、これに関する質疑があったところがございます。

24ページ、6学力の実態と向上についての調査であります。学力の実態の把握については、教育長から以下の説明がありました。すなわち、平成21年4月に全国学力テストが実施されたが、その結果については限段階では明らかになっていない。また、多くの学校で標

準学力テストも実施されているが、手法の違いなどから市内全体での分析、検討が可能な学習状況調査を行っていない。したがって、実態把握に必要な数値を伴うデータは、平成20年度の全国学力テスト調査結果である。これにつきましては、市報で3回に分けて公表しているとお話でありました。その後内容について詳細な説明がありましたが、割愛させていただきます。議員各位から市報をご覧いただきたいと思っております。

次に教育次長から26、27ページに記載されております学校の状況及び学力向上に向けた今後の方向性、それから今後に向けてについて説明をいただきました。質疑については28、29ページに記載されております。最初の質問であります。学力の実態について説明をいただいたが、理解できなかった。南魚沼市の子どもの学力は余りよくないということか。という質問に対して教育長は次のような答弁でありました。全国学力テストで測った学力については、全国、県内平均よりやや低い。それがすべてかというところとわからない。学力テストでは秋田県がトップで大阪が一番低いといわれている。しかし、大学入試になると秋田は大阪よりもはるかに低い。どういう学力を求めているかで見方が何ともいえない。国際的な学力評価のものさしを意識して設問されているので、これからはこのようなタイプの学力が求められると想像できる、とお話でございました。

ページ29にはその他として、浦佐認定園の項目もありましたが、これについては説明をいただいたところでございます。

続きまして管外調査の報告であります。お手元の資料をご覧いただきたいと思っております。調査日、調査先、参加者につきましては、記載のとおりであります。最初に桐生市消防本部・桐生みどり消防署で消防庁舎についてお話を伺ってまいりました。訪問の目的は、当市におきまして、新消防庁舎建設が計画中でありますので、桐生市の消防行政と21年1月15日に開署いたしました桐生みどり消防署の現地調査でありました。

桐生市では平成17年の市町村合併に伴い、管内各署と出勤区域の見直しにより、桐生みどり消防署を開設し、1本部、2署、4分署体制で消防業務を行っております。非常備消防は1団本部、3方面団、26分団、団員の条例定数596名であります。これの充足率は91パーセントで、若干団員確保に苦労しているとのこと。また、平成18年度より女性消防団員が8名入団をしています。

消防体制の広域化については、昨年3月に群馬県内11消防本部を1消防本部体制とする「群馬県消防広域化推進計画」が策定され調整が進められておりますが、職員の処遇等に格差があり協議しているが難しい状況にあるとの説明でありました。現地調査をいたしました桐生みどり消防署につきましては、署長より詳細にわたり説明をいただきました。説明の概要につきましては2ページに記載のとおりであります。最新の機器材が整備され、大変機能的にできている消防署とお見受けをいたしました。当市の新消防庁舎建設に当たっては、これらを参考にして、市民の安全・安心を守る拠点として、しっかりと整備をしなければならないと思っております。

続いて牛久市における「大きなK A I Z E N活動」についてであります。牛久市の行政改

革に取り組みの経緯であります。平成15年秋の池邊市長就任時には、牛久市は大変な財政危機でありました。そこで市長は平成16年度から早稲田大学と業務委託契約を結び、TQM活動を導入し行政改革を推進してまいりました。平成18年度にはこれまでの行政改革の検証を行い、取り組みが正しかったことを確認しています。すなわちもし、平成15年度からの行革の成果がなかったとしたら、平成17年度と18年度で合わせて10億円からの財源不足が生じたと推計されるからであります。

TQM活動とは民間企業において導入されている品質管理、経営改善の手法であります。牛久市においてはこの手法を行政改革に応用するものであり、庁内の各課がコストの削減、業務改善、事務改善などの目標を定め、職員自ら改革に取り組むものであります。具体的には、5ページの中ほどに記載してありますが、内部経費の削減、専門家の活用、市民の共同、職員の意識改革であります。このような活動に取り組み行政改革を推進してきましたが、職員の改善に対する手法の取得が達成されたことから、平成19年度からは大学の指導を仰ぐことなく、職員自ら経費削減や業務の効率化を追求する改善活動として、行政改革に取り組んでいます。すなわち大きな改善活動であります。現在の取り組み等につきましては、6ページの中ほどから記載されており、参考にさせていただきたいと思っております。

TQM活動は、申し述べましたように民間企業の経営感覚を元に基づいたものであり、説明を受け、私は目からうろこの感がいたしました。南魚沼市においても、これまでの各種の行政改革は実施され成果をあげてきました。しかし、それは既存の行政の感覚、手法の枠を越えるものではなかったと思っております。市民からの行政需要はますます増大していく中で、財政的にはひっ迫をしていきます。今回の視察を有効に生かし、議員各位のTQM活動を取り入れた行政改革に対する取り組みが活発になることを願うものであります。以上であります。

議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。調査事項2番、総合計画の見直しについての資料11ページ、一番下の質問に対する答弁の中で下から3行目でしょうか。総合計画の基本計画の中では情報館を作る等の記述ばかりではなくて、もう少しファジーであると書いてあります。このファジーということについての細かな説明といえますか、そういうものがあつたかどうか。

南雲総務文教委員長 細かな質疑はありません。以上であります。

議 長 ほかにありませんか。

中沢俊一君 この管外調査の5ページで、牛久市のTQMですか。早いところはTQCとかたちで民間ではいろいろな取り組みがなされたわけですけども、これは9時から1時間という、勤務時間中であります。民間であれば勤務時間前にこういう取り組みをした中で、勤務に当たったわけではありますが、これについてのこの市としての反省といえますかそういうことはないでしょうか。見直しとかそういうことはなかったでしょうか。

南雲総務文教委員長 その件についての調査は行っておりませんし、私も認識がありま

せんので、中沢さん、勉強してひとつお願いしとうございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 少し早いですがけれども、ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

議長 産業建設委員長、樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは産業建設委員会の所管事務に関する調査について報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。まず調査事項ですがけれども、1災害地の復旧状況についてであります。これにつきましては、現地調査も行っております。2としまして、牧之通りについて、これについても現地調査を行っております。3「ラ・ラ」の運営状況について、4農業特産品について、5その他ということであります。

調査の状況でありますけれども、先ほどの調査の事項につきまして、本年8月7日金曜日に10人委員全員の出席と議長にも出席をいただいております。調査の内容につきましては、関係の執行部それぞれの部長、課長の出席を求め、調査を行っております。ではそれぞれの事項についてご報告をいたします。

1の災害地の復旧状況についてであります。2ページとあわせて添付資料の9ページから12ページをご覧ください。午前中に現地調査を行ったわけですがけれども、昨年7月27日の集中豪雨の市内の現場と、それからしゃくなげ湖の現場ですがけれども、しゃくなげ湖の右岸側の清水瀬落合線の復旧工事の現場を調査いたしました。

また、午後からの事務調査では、建設部長、建設課長より南魚沼市分の河川、道路及び新潟県分の河川、道路、橋りょうの復旧工事の進捗状況について説明がなされました。南魚沼市の施工工事については、全5カ所です。工事費が1億549万6,000円。このうち広堀鉦山線は県の施工する災害関連工事があり、進捗率がゼロパーセントとなっておりますけれども、全体では7月末現在で約70パーセントの進捗率とのことでありました。また、県の施工工事につきましては、全14カ所で、工事費が2億9,000万円ほど、7月末現在の進捗率は約76パーセントとの説明でありました。

質疑でありますけれども、資料にもありますけれども、清水瀬落合線の復旧状況について、9月27日の国体のロードレースには間に合うとのことであるが、実質の練習に影響がないかという質問がありましたけれども、国体準備室と絶えず打合せをしながら進めているとのことと、9月20日から25日になると安全確保ができるとのことで、国体準備室とその辺を確認し合いながら進めていくとの答弁がありました。

続いて2の牧之通りについてでありますけれども、資料については3ページですし、添付

資料については13ページであります。こちら午前中に現地調査を行ったわけですが、ポケットパークの視察あるいは電線の地中埋設工事を行っている様子を確認してきました。さらに午後からの事務調査で詳しい説明を受けたところであります。

事業の内容については、資料をご覧いただければ良いと思いますけれども、この事業を行ったことについて、牧之通り組合が平成21年度第27回まちづくり月間で、雪国の個性的な魅力あるまちづくりに貢献したということで、国土交通大臣表彰を受けたとのことでありました。この事項につきましては質疑は特にありませんでした。

次に3の「ラ・ラ」の運営状況についてであります。資料については3ページから6ページ、添付資料については14ページから21ページであります。こちらにつきましては細かい数字がかなり出ておりますので、それは資料にあるとおりです。

本年の4月から駐車場を市の職員用として借り上げていると。月額1台が6,000円で60台分借りているので、年額432万円を街づくり会社へ支払っているとのこと。このことと、天地人博の開催により街づくり会社の売上に良い影響を与えているということは少なからずあると思われるという説明がありました。

また、今回の決算株主総会において、小原副市長が取締役に就任したこと、市の会計管理者が監査役に就任したことの説明がありました。

質疑応答についてですけれども、一つ紹介しますけれども、退職した事務員1名に代わり嘱託職員を派遣して人件費の削減をしながら経営改善に向かっていくのかという問いに対して、派遣社員は総務部長であり事務員ではないと。帳簿の件、それから会社の内容、内部も含めて中の状況がわかるように調査し、その上で街づくり会社も市も含めて、今後どういった対応をしていくかを詰めていきたいとの答弁がありました。

4の農業特産品についてであります。資料については6ページから8ページです。添付資料も22ページから24ページにあります。

まず、八色西瓜についてであります。これも市長の市政方針の報告にありましたけれども、当初の値段についてはキログラム当たり150円の目標を立てていたわけですが、実際に110円くらいにしかならないということで、昨年に比べると販売額がかなり落ち込むと予想されていること。

また、美雪ますにつきましては、昨年7月から今年の6月までの1年間で約8トン、800万円の売上があり、さらに今年の5月19日には市内全小中学校の給食に美雪ますを出したところ、子どもたちから大変好評だったことが説明されました。

これをうけて質疑応答があったわけですが、八色しいたけは県外に出荷しています。しかし、八色西瓜も昔は県外出荷がありましたが、今は県内にシフトしてきている。販売戦略について組合からどのような動きがあるか。との質問に対しまして、しいたけについては最初から首都圏への出荷を想定して取り組んできていた。西瓜はロットが少ないため、県内及び近県でほとんど売れてしまう。販売戦略としては、安心安全な作り方、マニュアルどおりに作るように各農家に指示をして、拡大よりも定着をさせて来年もまた食べてもらうというか

たちで取り組んでいるということ。

それから似かよったブランドシール等に対する対策は、という問いに対しましては、センターを通したものにしか正式な商標登録をしたレッテルははれないはずであると。似たものを作っているとしたら商標登録違反になるので適宜チェックをしているとの答えでありました。

最後にその他として、記載のとおり5件の報告がありました。

続いて管外調査の報告をいたします。産業建設委員会管外調査という資料をご覧ください。期日ですが、平成21年7月23日と24日の2日間です。調査内容と調査先です。農業の活性化と道の駅についてということで千葉県八千代市、それから「風林火山博」のその後についてということで山梨県へ行ってまいりました。参加者につきましては記載のとおり。執行部あるいは事務局からも参加をいただいております。

調査の内容ですが、お手元の資料のとおりなのですが、若干報告をいたします。

まず、千葉県八千代市の農業の活性化と道の駅についてでありますけれども、資料の1ページから5ページ、あるいは10ページから24ページに資料がついております。八千代市につきましては、人口が約19万1,500人。また都市化ということで現在でも年間2,500人ずつ人口が増えているそうですけれども、面積は51.27平方キロメートルですので、この南魚沼市の約11分の1の面積のところ、約3倍の人が住んでいるといったところで、大変都市化が進んできているところであります。

この51.27平方キロメートルという中に、この面積の約5分の1が農振農用地であって、1年を通して畑から野菜を採ることができるというところでありますし、さらに酪農家もあるという大変ちょっと珍しい地域ではあります。

そんな地域なわけですが、ここに八千代市が農業生産者と都市住民の交流の場というテーマで、14億円をかけて整備をし国土交通省との一体型の道の駅として、それぞれ別の農事組合法人ですが、これが運営する農産物コーナーとアイスコーナー、それから民間の法人が運営するレストランコーナーの三つが入った施設。これが八千代ふるさとステーションということになります。

平成20年度の利用者数が78万4,977人、1日平均が2,200人、年間の売上が9億8,000万円、1日平均280万円ということでありました。運営するために市からの持ち出しが1,100万円ほどという持ち出しがあるということでありましたし、課題あるいは等々につきましても資料に記載のとおりでありますけれども、来年からまたこの第二施設を計画しているということでありました。質疑あるいは委員の感想については、記載のとおりであります。ご覧ください。

次に山梨県の「風林火山博」のその後についてであります。山梨県でNHK大河ドラマ「風林火山」の放映にあわせて風林火山博が開催されたことは皆さんご承知のとおりですが、その後、風林火山博覧会の効果を持続させるために、山梨県の甲府にあります県民情報プラザと博覧会の展示品を再活用し、県内外に向けて「産直・歴史・観光をテーマとした販



わい発信拠点」をつくるために、風林火山ガーデンを開館したとのことでした。風林火山博の会場であった山梨県民情報プラザの1階を利用して山梨県の観光部が管理をし、風林火山博での展示物をそのまま生かし整備したほかに、新たに作りなおし、一度見た方でもまた楽しめるといことで「風林火山なるほど！時代館」そして、甲府市商工会議所が運営する「やまなしおどろき！異人館」「山梨ザ・産直ショップ」「特別展示ZONE」を設置し、無料で入場観覧が年中無休の中でできるという施設になっております。

この24日に山梨の方へは伺ったわけですが、26日で一応この展示は終わると。そして建物も解体をしてしまうというところでありましたけれども、なかなかこの産直ショップ等々については賑わっておりました。それで質疑の応答ですとかこの内容ですとか、委員の感想意見については配付資料に記載のとおりでありますのでご覧ください。以上で産業建設委員会の報告を終わります。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 委員長に1点お聞きいたします。2ページの災害地の復旧状況について、これは現地調査をしたという委員長の報告でございます。その中で国体のロードレースは、非常に選手たちが安心して喜ばれる、こういったロードレースにしていきたいと、そう願っているところがございます。けれども、その現地調査の中で、私たちの地域の中の山間部の山林が、見ればわかりますけれども非常に赤くなって、虫でこうなっています。こういう状況を見たとき、非常にこちらに来た選手方も何だろうと、私は感じるのですが、現地ではこういった委員の皆さん方から執行部にそういったことについて質問があったかなかったお願いいたします。

樋口産業建設委員長 山の木の赤くなった、枯れたということについての特にそういった話はありませんでした。

牧野 晶君 4ページ下段の方でラ・ラの件ですが、これは見ていると余りいい回答がなかったというように見るわけですが。単純に言えば、今度副市長の方が取締役になって、そしてこの文章を読んでいるとどうも考えてみると、直球で言えば滞納しているのではないかと私は読んでしまうのですが。そういう点、またこういう点どういうふうと考えておられるのか。

要は固定資産税が当然返ってくるべきものである。固定資産税である土地と建物の評価は高くなっているが、収納についてどの程度つかんでいるか。毎年全部カバーできるだけの支払いをしている状況にないというふうに答弁があるわけですけど、市の方の取締役、そして市が出資しているというものがこういうふうに出てくると、それに対しての、これに対しての質疑というものは、その後それ以上のことはなかったのでしょうか。

樋口産業建設委員長 今のお話ですが、6ページの上段にまたその件は出てきております。副市長の取締役就任についてということで、こういった方向でといった話はここに出てきております。なかなか今の税金がどうのこうのということについてはその個人の会社のところですので、市の税務課の方でもそういったことを発表するわけにもいかないとい

うようなこともありますので、そこについてははっきりした答弁はございませんでした。

牧野 晶君 答弁わかりました。市の方はどのくらいをめどに、次のステップを考えているというか、要は結果を出していく、囑託員を送ったり副市長がなったりとかそういうふうな。例えば1年後、2年後、今のままだと全然全然中身が見えなくて議論ができないわけですよね。私は例えば経営がしんどいのであれば、経営がしんどいなりに市民に諮って、市民がそれでも存続させるべきというのであれば、それはそれで存続させるべきということがあるわけです。けれど、今その議論にも全然全然ならないので、その議論までどのくらいの期間をもってやっていこうというふうなことが議論されたのかという点がありますか。その点をお願いします。

樋口産業建設委員長 先ほどもお話ししましたが、総務部長という方が入った中で今、内部的なことをよく理解している段階であると。その方が中のことを、帳簿のことですとか会社の運営のことですとかわかった時点で、先ほど言いましたように市としてもどうした方向でいくかということが、今これからそこへ行くというさっき言ったとおりであります。

岩野 松君 今の問題と関連しますけれども、3ページについて借入先というかたちで個人名の関口社長がのっています。そしてその上に質疑の中で、関口社長が手をあげたらどうしようもなくなるみたいな質疑の内容があるのですけれども、本当に危険な状況かなと。今、牧野議員の質疑応答も聞きながらラ・ラに対してのそういうものを感じるのですけれども。個人のそういう人に借入先があるということへの質疑があったのかどうか。それから関口社長へのいろいろな意欲とかそういう展望みたいなことへの質疑があったかどうかをお聞かせください。

樋口産業建設委員長 先ほど・・・見ていただければわかるのですけれども、それはもちろんここに名前が出ており質疑としてはありましたし。ただ、今私が余りはっきり言わないというのは、やはり企業として動いているところのものを、危ないとか危なくないとかということ余りこう言うということはどうかなとちょっとあるので。実ははっきり余り公に経営の内容がどこまでということは、ちょっと控えたいという部分がありますので、その辺はちょっとご理解をいただくとありがたいと思います。

岩野 松君 そういうことで一応理解しましたが。それと、そうすると今回は、副市長とそれから監査役を一人また派遣して二人出るということになったことについて、井口市長になってからは今までよりもそんなに深入りしないという認識で私はいたのですけれども、そうするとますます市としての対応が強くなるというふうに考えていいかということは、委員会の中ではどういう雰囲気だったかをお聞かせください。

樋口産業建設委員長 資料を見ていただければわかるのですけれども、県の方の機構の方から、ここにあるように市の方の支援体制をきちんと明確にしてくださいという依頼といいますか要請があった中で、市長の判断として先ほど言った総務部長という派遣と、あと副市長が取締役になると。あるいは会計管理者が監査役になるということでここにも載っているとおりであります。

議長 ほかにございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に、社会厚生委員長牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告を行います。調査事項は1番の市立病院の運営について、2番、養護老人ホーム「魚沼荘」について、3番、学童保育について、その他であります。調査方法、調査の内容等につきましては、そこに記載のとおりでありますのでご覧をいただきたいと思えます。

まず最初に1番の市立病院の運営についてであります。資料につきましては7ページから9ページをご覧ください。はぐっていただきまして2ページをお願いします。大和病院は20年度も医師不足を解消することができず、診療体制、経営面に大きな課題を残す結果になったということでありました。中段の方に書いてありますけれども、入院患者は前年度を上回ったが、逆に外来患者は下回る結果になったということでありました。結果として全体としては、平成19年度の赤字額9,300万円を1,000万円程度改善することができた、このような説明でありました。

次に城内病院であります。11月に常勤医である院長の突然の退職によって、入院、外来診療が懸念されましたけれども、その後、医師会や大和病院、あるいは関係機関からの支援をいただきながら、何とか地域の住民の皆さんに「安全・安心の医療」を提供することができたと、こういうことでありました。ご承知のように、平成21年4月1日に25床の病院を廃止をして、19床の有床診療所として再出発をしたところであります。

質疑、答弁につきましては、そこに3点を記載しておきましたが、そのとおりであります。ご覧ください。

次に2番目の養護老人ホーム「魚沼荘」についてであります。資料10ページから14ページをご覧ください。午前中はこの施設を訪れてそれぞれの場所で説明を受けました。午後からは事務調査を行ったところであります。昭和31年に開設をし、約20年後の昭和53年に全面改築をしたところでありまして、計18名のスタッフで運営をしているのであります。原則65歳以上の方で、経済的理由あるいは環境上の理由によって、在宅での生活が困難であると、そういう方々が生活をする施設であります。

次のページ、4ページであります。待機者でありますけれども、湯沢町、南魚沼市をあわせて10名の待機者がいるということでありました。一番最後に書いてありますけれども、この施設につきましては全面改築をしてから30年が経過をして、大分老朽化が進んでおる。できれば平成27年度までをめどに新しく建て直したいと、このように考えているのであります。質疑応答につきましてはそこへ記載のとおりであります。ご覧いただきたいと思えます。

3番目の学童保育についてであります。資料は15ページから18ページ。市内の学童保育クラブ、これは12クラブあるそうでありますけれども、NPO法人に市が委託をしてい

るこれが10クラブ。塩沢地域の社会福祉法人に委託しているのが2クラブ。学童が448人入所しているということでありました。学童保育は基本的には小学校3年、年齢では10歳くらいまででありますけれども、4年生から6年生については必要に応じて預かるということだそうでありまして、現在4年生が35人、5年生が9人、6年生が4人、入所しているという説明でありました。質疑についてはそこに記載をしていますのでご覧をいただきたいと思います。

4番目のその他は、地域グリーンニューディール基金事業計画について、次に南魚沼市浦佐認定こども園について、そして南魚沼市ペット葬祭施設の設置に関する条例についての説明がありました。

次に管外調査であります。期日は平成21年7月9日から10日の2日間でありました。この視察先でありますけれども、千葉縣市川市「クリーンセンター」、環境にやさしい「ごみ処理システム」について。もう1カ所は埼玉県春日部市介護老人保健施設「しょうわ」であります。これからの老人福祉施設の在り方について、この2カ所を調査してまいりました。3番の参加者につきましてはご覧のとおりであります。

千葉縣市川市のクリーンセンターでありますけれども、市内約400トンの可燃ごみ、そして50トンの不燃ごみの収集・保管・処理をしているということでありまして、平成12年2月にごみ処理施設としては、千葉県内初のISO14001環境マネジメントシステムの認証を受けた。海外からも視察が非常に多いというふうに説明をしておりました。特に発電施設につきましては、主要電力会社以外では全国の初めての登録となっているそうでありまして、売電が年間に2億円ということの説明がありました。1番、施設の概要、2番、施設の内容等々につきましては、そこへ記載をされていますので、ご覧をいただきたいと思います。

3ページに質疑がありまして、毎日60トンの焼却灰の処理はいかがしているかと。こういう質問に対して、トン当たりのごみの処理コストですけれどもこの施設は2万5,000円かかっているそうでありまして、当、我々の南魚沼市では2万5,000円～2万6,000円の処理コストであります。ここも2万5,000円ということではなから似たような処理コストでありました。千葉県内で3カ所、あるいは遠くは秋田県の処分場までこの焼却灰を運んで処理をいただいている、年間5億円の経費がかかっているということだそうであります。

それから中ほどでありますけれども、この設備の耐用年数は20年としておりましたそうですが、今延命計画中で15年の延命を計画をしていると、こういうことでありました。

4ページをご覧ください。医療法人社団 心司会 介護老人保健施設の「しょうわ」という施設を調査してまいりました。これは合併前の庄和町にある施設で「しょうわ」というそうでありますけれども、家で死ぬ、これを基本に掲げているということでありまして、一番最後の資料のページ、これがまさにこの「しょうわ」でできる非常識な介護。14ページであります。非常識な介護ということだそうでありまして、やはり一番後段に書いてありますが、業務優先ではなくてあくまでもお客様、利用者様優先の介護だと、こういうことで

あります。このような行動がたとえ世間から非常識といわれても、その人、その家族の常識に合わせた介護を提供しているというふうなことでありました。まさにそれを目の当たりにしてきたわけであります。

この「しょうわ」がやっていること、いろいろあるわけでありまして例えば丸印のディサービス。普通は我々のところもそうでありまして、9時半から3時までが原則であります。そうすると家族の方々は勤めにいけないというものがほとんどであります。しかし、この「しょうわ」では早朝から遅くまで預かってくれるということですから、家族の皆さんも働きに出られる、こういうことだそうであります。

今、施設の中もそう、食事あるいは廊下の介助犬。そして5ページ、この3番目の丸であります。施設の職員の託児所や学童保育が充実しているということでありました。この職員の中には第3子、4子をもうける職員が非常に多いということでありました。まさに私はこの子育て支援、あるいは少子化対策の原点を見たなあというふうに思ってきたわけでありまして、そういうふうに育てる場所、安心して預けられる場所がありさえすれば、やはり2子、3子、4子という方をもうける保護者が多いということでありました。

有資格者の保育士が施設内で保育をしているわけでありまして、また保育されているお子さんが施設内を自由に歩き回ったり、入所者とふれあいをしていると。まさにチャイルド・アシテッド・セラピー。やはり入所者にも良い影響を与えるということでありまして。それからアニマルセラピーとかあるいは拝むとかいろいろなことがありました。

一番最後の丸であります。非常に非常識な介護。やはり本人の本能とか欲求、これはその人の生活習慣でもありますし、70年、80年、90年と歩んできた人生そのものでありますから、やはりその歴史を重視しているということでありまして。たばこを吸うのも自由であります、酒も自由だと。たばこを吸いたかったら吸う所まで自分で歩いて行って、これもリハビリの一環だということでありました。AVの試写室もありますし、あるいはヌードのグラビアを見たい方はヌードの写真を見ながらいると、こういうことでありました。まさに生きてきた人生そのものを制限なく行っていると、こういうことでありました。

そして6ページであります。利用者の送迎範囲は全国どこからでもお受けをするということでありまして。一番気になっているところが私たちの地域もそうでありまして、待機者はいかほどですかという質問ですけれども、この施設につきましては待機者はいないということでありまして。常に10床空けておいて、いつ何ときだれでも受け入れるということだそうであります。

最初に言いませんでしたけれども、収容能力が500人でスタッフが360人ということで、マンパワーがすごいなということでありました。資料になかったわけでありまして、後で担当部長の方から調べていただいたら、ショートステイがやはり月14万円ぐらいかかるということですから、若干高い。割高であります。いつでも全国どこからでも受け入れるということで、すばらしいきれいな立派な施設でありました。以上であります。

議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

腰越 晃君 市立病院の運営について、これは3ページの質疑のところでも1点質問させていただきます。この項目の最後の質問ですが、市長と院長、又は現場医師との間で云々かんぬんという質問がされております。この質問は3項目あるかと思うのですが、一つ目は現場医師と市長と院長、現場医師との間の意思疎通。それから2番目として基幹病院ができてから病床が余ってしまうというようなことは生じないか。3番目として現場のことを市がよく押さえて県と交渉を行う必要があるのではないか。というような質問になっております。

答弁を見ますと1番の意思疎通の在り方については答弁されておりますが、2番、3番の質問に対して「基幹病院の窓口は保健課である。後段の件は、そちらにお願いしたい」というふうに記載されておりますけれども、この2番、3番については今後の市立病院を考えていく上で、非常に重要なポイントでもあるかなというふうに思っておりますが、このところの答弁はどのようなものがあつたのか。もしあればお知らせをください。

牛木社会厚生委員長 一番最後の窓口は保健課であるということで、それはその一言で終わりました。そちらにお願いしたいということで答弁はありません。

それから意思の疎通でありますけれども、年間何回かあるということでひざを交えて院長と市長ということではないのですけれども、1杯飲みながらの機会もあるわけですから意思の疎通はできているだろうというふうな話でありました。

それから病床が余ってしまうのではないかというふうなそれについては、院長さんは心配をしているというふうに言っていました。懇談の中でですね。病院に行って懇談の中でそういう心配をしているというふうに言いましたけれども、地域といかに連携をして大和病院がやっていけるかというのが心配だというふうに話をしていましたが、なかなかぼそぼそぼそ言って一番向こうの端とこっちの端で、事務局の方も録音しておったのですが録音が聞き取れなくて、どうもよく聞き取れませんでした。すみません、以上です。

議 長 ほかに。

腰越 晃君 意思の疎通は十分にやっていっていただきたいというふうに思うのですが、病床が余ってしまうのではないか、あるいは県と交渉を行う必要があるのではないか。このところについてはやはりこの質問の非常に重要なポイントであると思しますので、きちんと答弁内容を書いていただきたかったというふうに考えます。お考えをお願いいたします。

牛木社会厚生委員長 はい、わかりました。

佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。事務調査の方ですが、7月30日調査ということなのですが、中身を見ますと20年度決算であります。そのことについて調査したのであればそれまでなののですが、この時期からしますと病院運営ということですので、7月30日現在の現状の病院運営のところも個人的には聞きたいところがあるわけなのですが、そういうところまでの調査、説明等はなかったのかというところを確認したいと思っております。

牛木社会厚生委員長 21年度業務で4月、5月、6月ということでありました。先ほど申し上げましたように、医師が不足をしておったということでありまして、20年度の決

算についてですからそこまでですね。先ほど申しあげましたように1,000万円の赤字が改善できたということでもあります。

岩野 松君 管外調査のこの「しょうわ」というところでお聞きしたいのですが、これは特養でなくてディサービスが主体の施設で500人の患者が入っているというふうに考えていい施設なのでしょうか。そこら辺がちょっと見えなかったので1点と。

それからこの介護報酬だけで賄えるのかという質疑の中に介護報酬のみとありますけれども 老健なのですか。申しわけありません 老健としては赤字であとは訪問介護やクリニックなどほかに5部門ありここで補っているということで、相乗作用の中でやっていて個人負担の。今、ショートステイの場合1カ月14万円くらいということで割高だというふうにおっしゃいましたけれども、利用している方から、とても普通の人は高く入れないとかそういうものの何かあったかどうかお聞かせください。

牛木社会厚生委員長 介護老人保健施設ですね、特養ではありません。やはり高い。ただ、それだけに行き届いているというふうに思っています。高いです。

設置者 院長先生が施設長であります がおっしゃるには、この施設だけではやはり赤字だと。いろいろの診療所を幾つも持っていてグループがありまして、全体として経営をしているのであって、この「しょうわ」という介護老人保健施設だけでいうと先ほど言いましたように赤字であるということだそうであります。グループ全体として利益を上げているのだとそういうことだそうです。

議 長 ほかにございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」のあり声)

異議なしと認めます。よって社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議 長 以上で所掌(所管)事務に関する調査の報告を終わります。

議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計の決算認定議案及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算、決算、及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」のあり声)

異議なしと認めます。よって本会期中の特別会計の決算認定議案及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し議案等に対する市長の提案理由説明は予算、決算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思います。

議 長 日程第6、平成21年陳情第3号 子どもたちが学費を心配せず安心して私立高校で学べるようにするために、学費軽減制度の拡充など公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情を議題といたします。

陳情第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

議長 日程第7、第14号報告 平成20年度南魚沼市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第14号報告についてご説明を申し上げます。地方自治法施行令第145条第2項の規定により平成20年度南魚沼市一般会計継続費精算報告書についてご報告を申し上げますのでございます。裏面の継続費精算報告書をご覧ください。平成19年度と平成20年度の2カ年にわたり継続費をお願いいたしました、し尿等処理施設大規模改修事業でございますが、平成19年度では年割額1億4,336万円を、機械設備工事として貯留層防腐食塗装、バッキプロア更新、オゾン発生装置更新など、建築工事としまして外壁吹き付け整備など、並びに設計管理費に執行させていただき、支出済額が1億4,336万円でございます。

平成20年度では年割額1億2,415万9,000円を雑廃水汚泥脱水整備、沈殿層汚泥かき寄せ機更新など、建築工事といたしまして屋根防水、空調機の補修など並びに設計管理に執行させていただき、支出済額が1億2,415万9,000円でございます。

2カ年合計で全体計画2億6,751万9,000円でございます。継続年度終了によりご報告を申し上げますのでございます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で平成20年度南魚沼市一般会計継続費精算報告書についての報告を終わります。

議長 日程第8、第15号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第15号報告 健全化判断比率についてご説明を申し上げます。本年の4月から全面施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、平成20年度決算にかかる表の4つの指標を算定、議会にご報告を申し上げますのであります。

表をご覧くださいますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましてはいずれも黒字でございますので数字が出ておりません。実質公債費比率が22.9パーセント、将来負担比率が176.3パーセントという結果でございます。

ここでおわびと訂正を申し上げます。昨年の決算議会からこの4指標について健全化法の一部適用により、平成19年度の決算にかかる健全化判断比率をご報告申し上げたところでございますが、算定に際し一部数値の把握誤りといえますか、取り方の違いと言いますか解釈の違いがありまして、したがって数値が動きました。ここで昨年の健全化判断比率の訂正をさせていただき、おわびとお願いを申し上げます。



実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、本年に同じく該当がございません。平成19年度の実質公債費比率を23.5と報告を申し上げましたがこれを23.3に、将来負担比率を177.9とご報告を申し上げましたがこれを206.4パーセントに訂正をさせていただきたく存じますのでよろしくお願いを申し上げます。

報告資料について若干説明を申し上げます。3ページをお開きください。左の上の方、総括表 健全化判断比率の状況でございますが、太字の数字が1ページの方に転記をされております。その下の表でございますが、イエローカードともいふべき早期健全化基準、それからレッドカードともいふべき財政再生基準、三つのうち一つでも越えるとそうなりますが、それが示されております。

次に4ページでございます。数字が細かくて非常に恐縮でございますが、総括表 連結実質赤字比率の状況でございます。左の表中ほどに一般会計の実質赤字比率がありますがマイナス2.04ですし、それから各会計の実質収支及び資金不足・剰余金額が記載されておまして、右の表の下から3行目、これの合計額を標準財政規模で割りますとマイナス9.70でございます。その左に記載されていますように黒字の場合は負の値で示されるということになります。

次に総括表 5ページをご覧ください。実質公債費比率の状況であります。収入のうちどれくらいの借入金を返済に充てているかを示すものでありますが、の公債費充当一般財源等額からまでのものを所定の計算式にあてはめると、表の中ほどにありますように各単年度の実質公債費比率が、平成18年度で23.38868、平成19年度が22.69857、平成20年度が22.64404となり、3カ年平均を用いることになっておりますので一番右の表で22.9となっているものであります。

次に6ページをお願いいたします。総括表 将来負担比率の状況でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。参考文献によりますと、経験的には借入金の多くは自治体の収入の1年から6年ぐらいのように分布をしているということだそうでございます。これが350パーセント、3年半分を超えると健全化法ではイエローカードということになります。

表が三つありますが、最下段が算式でありまして、分子の将来負担額Aとあるのが一番上の表の合計値、同じく算式の分子、充当可能財源等Bとあるのが、中段の充当可能財源等の合計値となります。算式は中ほどAマイナスBをCマイナスDで割ったものが将来負担比率176.3となるものでございます。以上で第15号報告の説明を終わります。

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

廣井代表監査委員 それでは財政健全化判断比率の審査につきまして報告を申し上げます。審査の概要でございますが、この財政健全化審査につきましては、市長から提出されました平成20年度決算に基づく財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の期間につきましては平成21年7月30日から8月12日までであります。

3の審査の結果であります。総合意見としまして、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められます。

個別意見ですが、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、赤字額が生じておりません。

の実質公債費比率ですが22.9パーセントで、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。ですが高い比率でありますので改善に努めていただきたいと思います。

将来負担比率であります176.3パーセント、早期健全化基準の350パーセントを下回っております。なお是正改善を要する事項につきましては特に指摘する事項はありません。

先ほど総務部長より話がありました平成19年度の健全化判断比率の修正がありましたが、こちらにつきましても説明がありまして、それぞれ控除項目等算定様式それから記載要領等に基づいて算出されるわけでありまして、その把握の相違といいますか、というようなことで修正がなされたということで説明を受け、正確性を確認しましたので合わせて報告いたします。以上であります。

議長 質疑を行います。

中沢 俊一君 2点お願いいたします。平成19年度の実質公債費比率でしょうか、修正という話を聞きましたが、これは我が市だけが少し算定を違えていたということでほかの自治体はこういうことはなかったのかどうか。わかる範囲でお願いします。

もう1点ですけれども6ページになりますが、将来負担比率です。この設立法人の負担額等というところで、第三セクターの2,800万円余りがあります。この第三セクターのこの将来負担の算出根拠を第三セクターの種類も交えて説明をお願いします。

総務部長 第1点目につきましては、当市のほかの市もあったというふうに聞いております。数については承知をしております。後段については財政課長の方で説明いたします。

財政課長 2点目の将来負担比率の第三セクターの算出の内容でございますが、ゆきぐにボランピアそれからアグリコア、ほかに不況対策とか少雪対策等で債務負担を起している損失補償分、その合算額でございます。以上です。

中沢 俊一君 2点目のその第三セクターの中ですが、ほかにはここに算出の対象となる第三セクターは入っていないわけですか。

財政課長 ここに記載するのはルール上、あくまで市で債務負担行為を起しているものについて、損失補償が発生しているものを記載しろということになってございますので、先ほど申し上げた以外はありません。

中沢俊一君 そうすればこの将来負担の中で、今後市が負担しなければならないという第三セクターは入ってこないというふうに考えてよろしいでしょうか。

財政課長 今、何を想定されているのかわかりませんが、うちの方で確定しているものをここであげるものですから、将来的に政治的・道義的に負担がかかる可能性があるものがあるものがあ

ののかないのかという、そういうものを想定されているのかもしれませんが、ルール上そういうことまでを含んで算出するというルールにはなってございません。

宮田俊之君 監査委員の8ページのことについてちょっとお伺いいたします。先ほど個別の意見ということで、 から までおっしゃっていただきましたが、特に 番、 番につきまして少しお伺いしたいのですけれども。例えば当市において国の方から来る交付の額は一定としても、この経済状況の悪化によって市の税収が下がっていくと見込まれた中で、将来についてどのくらい現段階の税収が下回ってくると早期健全化基準の25パーセントを超えてしまいそうだとか。そういうシミュレーションの上でこういう個別の意見を出していただけると、非常に現段階の警告としてはいいのかなということを私は思うのですけれども。そういったかたちでの個別意見を検討されたかどうかについてお尋ねいたします。

廣井代表監査委員 そういったシミュレーションをしながらという監査はしておりません。あくまでも提示された数字、計算等の正確性を確認しまして、この基準を超えていなければ、じゃあどこまでがどうだというようなところというものはなかなかそこは難しいわけです。基準内ということでありますので、特にそういったことの改善指摘はしないということであります。

宮田俊之君 わかりました。ではもう1点、ちょっと違う角度で伺いますが。当市のこの財政規模といいますか、全国的にいろいろ似かよったところがあるかと思うのですけれども、そういったところと比較対象されて この言葉はこの言葉でいいのですけれどもそういったことも今後必要だとか、必要ではないとか、その辺の何か感じ、ご意見はございますか。

廣井代表監査委員 正直申し上げまして、昨年県の監査の総会が私どものところでありまして、昨年からの判断比率が始まったわけで、初めての審査を昨年いたしました。全県下どこでも、こういった審査意見をするべきかというものは非常にいろいろ問題になりました。まだある程度統一されたようなことになっておりません。したがって一応いろいろと研修等の中で先生方が発表されているような内容に、現状ではみんなとどめているという範囲でございます。今後当然もう少し内容を突っ込んだような報告書、意見書ができればとは思っておりますので、その辺お願いしたいと思います。

牧野 晶君 数字が間違えていたということですが、3カ年平均ということなわけですね。それで数字が間違えていたということは、考えようによってはその前も間違っていたとかそういうことはないのかどうかについてと。

間違いが発見できたということは大変いいことだと思うのですが、今後再発防止ということが。確か平成18年度だかの決算、そのときは病院会計で診療報酬の戻しなんていうものがまた後から出てきたりとか、議決があった後に平成18年度の病院だったと思うのですがそういう点もあつたりしたわけです。そういうふうなものが必ず決算議会とか議決をとった後とか、その後いろいろあつた中で出てきている点があるわけです。そういうところについて決していいことではないわけです。そのところの防止策というものはどういうふうにな

っているのか、ちょっと考え方をお聞かせいただければと思います。

市長 今回のこの数値平成19年度分は、間違えという観点ではありません。とらえ方の解釈の違いということでもあります。ですから数字を100と入れないといけないところを例えば間違えて80と入れたとか、そういうことではなくてとらえ方の問題の中で理解不足といいますか、考え方がちょっと違っていた。ですから他の自治体にもこういう問題が出ているということでもあります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は1時10分といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

議長 日程第9、第16号報告 資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 第16号報告 資金不足比率についてご説明を申し上げます。第15号報告に同じく健全化法第22条の規定に基づいた公営企業の企業経営健全化の指標であります。公営企業法の第7章にあった財政再建の再建が公営企業法の方の7章にあったのですが、健全化法の施行で削除されて、かつ法的の部分だけでなく非合法的な分も含めて拡大をされたものであります。

公営企業ごとの資金不足が事業規模に対してどの程度であるかを示すものであります。資金の不足額を事業の規模で割ったものでありまして、資金不足額は先ほど午前中の連結実質赤字比率の資金不足額と同じということになります。表にありますように水道事業会計及び下水道特別会計では資金不足額は生じておりませんが、病院事業会計において1億8,073万3,000円の資金不足額、資金不足比率で5パーセントというふうになっております。なお、早期健全化基準値は20パーセントでございます。

報告資料の3ページをちょっとお開きください。非常に数字が細かくて、欄が細かくて申しわけありませんが、一番上の法適用企業である水道事業会計と病院事業会計では表の上の方に(1)とありますが、流動負債から(3)の流動資産を引いた額が(8)の資金不足額兼剰余金額 これは連結実質赤字比率と同じですが とありますけれども、水道事業会計では黒字、病院事業会計では三角で1億8,073万3,000円となっております。その数字を(12)の事業規模で割りますと5パーセントというふうになるものであります。

中段の下水道事業では同じ見方で(8)で黒字になっております。

なお、4ページには地方債の償還の財源にあてたとみられる繰入金の額が後ろの方に表示をされております。以上で16号報告資金不足比率についての説明を終わります。

議長 次に監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員 それでは平成20年度公営企業会計経営健全化審査意見書を報告いたします。

1、審査の概要。この経営健全化審査は、市長から提出されました平成20年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼としまして実施いたしました。

2、審査の期間ですが21年7月30日から8月12日まで。3、審査の結果(1)総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

(2)の個別意見ですが、水道事業会計につきましては、資金不足は生じていません。の病院事業会計ですが資金不足額が1億8,073万円生じておりまして、資金不足比率は5パーセントとなっております。基準の20パーセント以内であります。引き続き経営健全化に努めていただきたいと思います。の下水道特別会計ですが、資金不足は生じていません。

是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はありません。以上でございます。

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 5パーセント程度の資金不足状況であるということですが、病院についてのいわゆる経営の健全化審査意見書には、引き続き経営健全化に努められたいと一言しか書いてありませんけれども、経営健全化について計画等を作られてやっておられるわけですが、見通しとしてどうなのでしょう。今必要な健全化の項目というものはどこに選択、集中してやっておられるのか。それから目を通してどうなのでしょう。来年、さ来年以降はこれについては数値は出てこない、そのような見通しができるのでしょうか。お伺いをいたします。

市長 資金不足が生じております一番の原因は、病院事業会計の中に医師不足これに尽きるところであります。いわゆる医師がいないがために病院の健全経営が今できていないということでありまして。特に城内診療所については、昨年からの一連の騒動といいますかそういう中で、非常に大幅な赤字といいますかそういうことが生じております。

これを是正するということにつきましては、総務省の方からも改革プランを提出して、それに沿って早くいわゆる赤字化といいますか、経営を健全化せよということでありまして。それについては提出はしてあるわけでありまして、いずれにしても前提となるものはすべて医師、ここに尽きるわけでありまして。

大和病院の方ではいろいろ給与体系の見直しとか、そういうことも含めて検討しております。当然大和がそういうかたちで出れば城内診療所も同じ事業会計でありますから、そういうことにはきちんと対応していかなければならないわけでありまして、それ以前の問題がやはりどうしても横たわっている。ですので、なるべく早く基幹病院とも絡めて、宮永先生の

おっしゃっているように早く医者を確保したい。したいけれどもなかなか思うに任せないというそういう現状でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

腰越 晃君 医師不足が背景にあるということは、これはもうこの間ずっと市長の答弁の中にありますので理解をしておりますが、一応一般会計等からの繰り入れ、こういったところで対応できないものなのかどうか。これは今回初めて聞く質問ではないのですけれども、市民の医療というそういった事業としての重要性にかんがみますと、やはりきちんと運営していかなければならないという前提があると思うのです。そういう中でこういったところで問題が出てくるということであれば、一般会計等からきちんと必要な金額は入れると。で、維持していくというそういう考え方もあってしかるべきではないかなというふうに考えるのですが、それのところのお考えはいかがでしょうか。

市長 当然経営が立ち行かなくなるとかそういうところに至れば、また皆さん方にお諮りをしながら一般会計の中で補てんをしていくのか。あるいは病院事業そのものを廃止とは言いませんけれども縮小するとか、いろいろの手はあるわけですが、前々から申し上げておりますように、今の大和病院と城内診療所が不必要だということでは全くないわけがあります。地域の皆さん方の健康を守るということでは一番重要な部分でありますので、廃止なんてことは考えることではないと思っています。

今、5パーセントということですので、まだそこまでを、というふうには考えておりませんが、例えばこれが15あるいは20 20を超えてということになりますと、ある程度のことは考えていかなければならないかと。そうなる前にならないようにやらなければならないわけでありまして、まずはそのことに全力を尽くすということであります。

なお6月の補正等でも緊急経済対策の中でということで、病院事業会計の方に9,000万円拠出してありますし、また、今回でもお願いしておりますように1,000万円城内診療所の方にもということでもあります。これらは普通であればやはり病院事業会計の方で起債を起こすとかそういうことで対応するわけですが、そういう状況にはありませんので経済対策ということにも絡めてそうさせていただいております。できる限りのそういう繰り入れ部分もできるところはやっていかなければならないというふうに思っております。

阿部久夫君 1点お聞きいたしますが、水道事業会計が資金不足していないと。私も勉強不足でありますけれども、正直なところ水道料金が不足していないなんて思ってもみませんでした。もし不足していないのであれば、今後水道料金のやはり値下げの方向ということについてはどのように考えているのですか。今の値下げは、資金不足はしていなくても水道料金については下げる方向はないというふうに考えているのですか。その辺、市長はどのように思いますか。

市長 資金不足比率というのは、いわゆるお金がもうここへどんといっぱいあって全く何ていいですか 例えば料金を下げても何でもそこから繰り入れられるということではありません。病院もそうですし。ですから、病院事業はこのお金を借りながら回しているわけです。水道事業会計については前々から申し上げておりますように、内部留保の部分

がございます。ただ、これは今般発注もいたしましたけれども、水道の集中管理方式等に使用するために、今まで内部留保資金としていろいろの面で運用しながらここまで構築してきたわけであります。

それらが全部終わってなお資金不足　いわゆる運営上借入をしないで済むと。なおかつ剰余金がどんどん出るという状況になれば、これは当然値下げということになりますけれども、今はまだ。今の料金体系の中でこのまま進んでいきますと、やはりそう遠くない将来に赤字化という部分が予想されますので、もう少し経営改善的なことを積み重ねながら料金を上げないで・・・とりあえずは上げない。

そして今実施しております基本料金の約半額下げ、これも11月で終わるわけですね。これが結果としてではどういうふうにもたまたま経営的に継続ができるか。あるいは今回はここでたん打ち止めるのか。本来は従課料金の方、10立方以上の部分、使用料金の方を下げっていくのが皆さん方に恩恵はあるわけですが、10立方使わない人もおりますので今回は基本料金ということにさせていただいたわけですが、

今、平賀管理者を中心に水道事業の方も単年度的に黒字を捻出するまでになってきておりますので、もっとこの体制を強化して水道料金を下げていくという方向で一生懸命努力させていただきたいと思っております。

笹木信治君　先ほどの病院のことでちょっとお聞きしますが、この5パーセントという率、これは決して高いものではないのですけれども。これは城内病院が診療所化したことによって、今後の見通しとすれば、医師不足もさることながら診療報酬が変わってきているわけですから、今後これが拡大していくという　今のような利用状況が続いた場合、そういうことも考えられるのですが、そこら辺の見通しとしてそういうお考えは持っていますか。

市長　新年度になりまして高橋先生をお迎えして、状況の中にも記述してございますけれども、先ほど社厚の委員会の委員長報告ですかにもちょっとあったと思いますが、好転はしてきております。一時の混乱期よりは。ただ、入院料金は、大幅にこれは値下げといたしますか報酬がいただけないわけでありますので、主眼を外来に置かなければならないということであります。

今、今年度中にとか来年度中に黒字化ができるという状況だとは思っておりませんが、極力黒字、赤字幅を減少するように、内部の方もまた見直し等も含めてやっていかなければならないと思っております。

黒字化がいつできるかというのはちょっとここで言明は申し上げられませんが、削減すべきは削減しながらなるべく早く、黒字化とはいわずでも収支とんとんになっていけるような体制をきちんと作っていきたい。今、城内診療所そして大和の病院ともにそういうことを模索しながら進んでいるところでありますので、もうしばらく猶予をいただきたいと思っております。

牧野 晶君　ちょっと誤解があるとあれなので1回確認しておきたいのですが。水道のことがあったわけですが、水道について過去の議会の、過去は多分21年度と23年

度に値上げをしなければいけないなんていうふうな予想がされていたように、私は計画があったと思ったのですが、今回21年度は逆に値下げして23年度をできるだけ上げていかないというふうな今までのニュアンス的な話でわかるのですが、一応その点を確認。どういうふうになっているのか。過去の経営計画というか料金計画というのがあったわけですが、そこはもうちゃらになったというふうな考えになっているのか。どういうことになっているのかにだけちょっと説明をいただければと思います。

市長 過去といいますか、その当時は繰入基準に基づいた部分の全額繰り入れをしていなかったわけです。おととしからだったか一応全額繰り入れをやって、その中で先ほど触れましたように水道事業会計の方も相当の努力をしていただいて、ようやく今、黒字単年度ですけれどもそれが出てくる。23年度にも今の状況でいけば上げる要素はございません。ただ、勃発的な問題等を考えますとまだわかりませんが、今の状況でいって27～28頃にちょっと1回そういうピークが来るのかもわかりませんが、公的資金の補償免除も非常に大きく貢献したということでありまして、今はそう早い時期に値上げということは想定はしておりません。

これから機器の更新だとか、あるいは維持管理等にまたどの程度。相当老朽化も進んでおりますので、その辺を見据えながら状況がきちんと把握できて値下げができるという状況であれば、すぐ値下げに踏み切ろうと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で資金不足比率についての報告を終わります。

議長 日程第10、第79号議案 すぱーく塩沢条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長 第79号議案 すぱーく塩沢条例の制定についてご説明をいたします。条例の説明の前に、これまでの経緯等について若干説明をさせていただきます。すぱーく塩沢につきましては、旧塩沢町時代の平成5年度に建設されました屋内ゲートボール場の施設であります。財団法人日本船舶振興会の補助金10分の8という高率な補助金を受けての事業でありまして、助成金の交付を受けることができる団体が社団法人、財団法人、社会福祉法人と限定されていまして、旧塩沢町文化スポーツ事業振興公社が事業主体となって建設されたという経緯があります。

合併後につきましては、財団法人の南魚沼市文化スポーツ振興公社が引き継いで今までやってまいりましたけれども、建築後16年を経過して年々維持修繕費がかさんでまいりましたこともありまして、公社の方から市の方に施設移管をいたいというそういう申し出があったことを受けての今回の条例制定となっております。

なお、当施設の補助事業の規定によりまして、5年の管理期間が過ぎれば取得物件の処分



が可能というふうなそういった規則もありまして、今回これを市の施設として条例を制定する内容となっております。

それでは条例の方に入りますが、条例につきましては他の直営の体育施設と同じような内容となっておりますので、ポイントだけ説明させていただきたいと思います。

第1条が設置であります、そこに書いてありますように市民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で明るい社会生活の向上に寄与するため、すぱーく塩沢を設置する、となっております。

位置であります、すぱーく塩沢の位置は南魚沼市長崎30番地3ということでありまして、第一上田小学校の隣接地にある施設であります。

管理運営につきましては、南魚沼市教育委員会が行うということで、当面直営でやっていきたいということでの条例制定であります。

以下、第4条以下使用の許可、第5条使用の不許可については他の条例と同じようになっていますのでご覧いただきたいと思います。

めくっていただきまして第6条が使用許可の取消し等ありますが、これも他の条例と同じようになっていますのでご覧いただきたいと思います。

第7条の使用料の徴収であります、右側の方に別表が掲げてあります。ここに使用料があるわけですが、この使用料につきましては現在の使用料とほとんど変わっておりません。ただ、1点だけ変わった点がそこに1,040円というのがあります。アマチュアスポーツ等が利用する場合の市郡外の使用者ということで、9時から17時の2面利用の場合1,040円とありますが、ここが現在といいますか公社のときは、1,050円になっておりましたけれども、1,040円と変えてあります。他の料金については現在の現行料金と同じ内容で制定させていただきたいという内容であります。

以下第8条、第9条、第10条、第11条とそれぞれありますが、それらについても他の条例とほとんど同じ内容となっております。

3ページの方の施行附則であります、施行期日につきましてはこの条令は公布の日から施行するとあります。それから2といたしまして税条例の一部改正ということでここに掲げてあります。南魚沼市税条例の一部を次のように改正するという内容であります。第42条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とするという内容であります。税条例の第42条については、固定資産税の課税免除の規定が掲げられている内容でありまして、そこに第9号としてすぱーく塩沢があるわけですがこれを削るという内容であります。以上簡単であります、説明を終わります。よろしくご審査の上ご決定をお願いします。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 説明で大体私わかりましてあれですけども、今まではいわゆる指定管理であったのですけれども、築15年が経過して修復が必要ということで教育委員会に移るといことは、そういうために移管したというふうに概略は考えていいのでしょうか。

それともう1点は、使用料金は今までと変わらないということですが、教育委員会がする

場合はいちいち教育委員会にまで許可を得て借りるのか。どこか出先のそういうのはしてくれるのかどうかをお聞かせください。

教育次長 最初の第1点でありますけれども、指定管理というふうな話がありましたが、今までは指定管理でなくて振興公社の所有であったわけですが、それを今度は市の方に移管しまして、市の方で市の施設として管理するとそういう変更であります。

管理につきましてはこちらの市の施設になりますけれども、一部委託というようなかたちで今までどおり公社の方をお願いして同じようなかたちで運営の方はやっていきたいというふうに思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第79号議案 すぱーく塩沢条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

議長 これより特別会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会に付託となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いをいたします。

議長 それでは日程第11、第84号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第84号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。4月より後期高齢者医療制度が開始となり75歳以上の被保険者が国保から移行したことや、医療保険者に40歳以上の被保険者に対しての特定健診、特定保健指導が義務付けられるなど大幅な制度改正がございました。

歳入では保険税において75歳以上の高齢者が後期高齢者医療に移行したことにより、課税限度額の変更があったため16億6,211万円で、前年度より1億7,089万円、9.3パーセントの減となりました。また国庫支出金の療養給付費交付金や財政調整交付金、療養給付費等交付金、後期高齢者交付金において前年度との増減の差が大きく生じたところであります。

歳出の保険給付費につきましては、36億3,829万円で前年度比8,193万円、2.2パーセントの減。老人保健拠出金については1億9,706万円で前年度比7億6,266万円、79.5パーセントの減。特定健康診査等事業費においては3,057万円で皆増となっております。

歳入総額は60億2,059万円で前年度対比2.1パーセントの増。歳出総額は58億4,537万円で前年度対比2.9パーセントの増となっております。実質収支では1億7,522万円の黒字となったところであります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは国民健康保険の概要説明をさせていただきたいと思います。お手元の決算書の353、354ページをお開きいただきたいと思います。なお主要な決算の報告概要等につきましては、別冊でお手元にそれぞれ資料を差し上げてございますが、その中の歳入歳出の決算資料の88から89ページにそれぞれ主要の成果というふうにして記載をさせていただきますのでご覧をいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、歳入 第1款の国民健康保険税についてであります。収入済額が16億6,211万円となりました。所得、均等、平等割の3方式による課税による賦課でありましたし、この年度におきましては保険税の引下げのために支払準備基金からそれぞれ1億5,000万円の繰り入れを行い、医療一般分の財源充当を行いました。そのことを受けまして税率は、この年度1.34パーセントの引下げをした中で課税をしたところであります。

また、この年度からは75歳以上の旧老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行が行われたという年度でありまして、結果、全体といたしましては前年度比1億7,089万円ほどの減額となったところであります。ちなみにこの年度における税率関係であります。所得割については5.47、均等割につきましては2万2,600円。世帯割につきましては2万800円という課税の内容でございます。

不納欠損額の関係でございますけれども、この年度644万円ほど不納欠損処理をさせていただいたところであります。

次に第3款でございますが、国庫支出金14億4,793万円でございますが、それぞれ療養の給付費等に要した費用の国の負担分でありまして、定率負担34パーセント相当額を繰り入れたものであります。それぞれルールに基づき交付をされてくるものであります。

それから第4款でございますが、療養給付費等交付金の3億8,849万円でございますが、退職者医療にかかる被用者保険等からの拠出金でありまして、この年度退職者被保険者数は911人ということになっております。退職者医療保険者制度につきましては、平成20年度の制度改正に伴いましてそれぞれこれまでは74歳までの者に適用されておりました。この年度からは60歳から64歳までというふうにしたことに伴いまして、療養給付費交付金等がマイナス6億878万円ということで、61パーセントほどの減額となった年度の決算であります。

それから第5款でございますが、前期高齢者交付金9億4,085万円でございますが、金額につきましてはこの年度皆増となった交付金でございます。それぞれ医療制度改革によりまして健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたということに伴いまして、前段申し上げましたように新たな高齢者医療制度の創設がこの年度なされたということでございます。平成20年4月から65歳から74歳の医療費にかかる財政調整制度が開始をされた年度であります。

前期高齢者につきましては、国保被用者保険の従来制度に加入したまま前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡をそれぞれ各保険者の加入者数に応じて調整する仕組み、これが制度化をされたということに伴いまして、社会保険診療報酬支払基金から交付された交付金を加入者数に応じてそれぞれ受け入れたということでございます。それぞれ2年後に実績のように清算がされるという内容の交付金でございます。

それから6款の県支出金2億7,314万円でございますが、これにつきましても1件80万円以上の高額医療費共同事業という、あるいは特定健診にかかる県の負担金及び県の財政調整金等々にかかる県の補助金でありまして、この中には特定健康診査等負担金639万円これがこの年度皆増になったものでございます。

一つ飛びまして8款共同事業交付金6億6,161万円ほどでございますが、市町村からの拠出金を財源として、1件30万円以上の医療費について県単位で費用負担を調整する制度の仕組みでございます。これにかかる保険財政共同安定化事業交付金として5億5,817万円。それから及び高額医療費共同事業交付金といたしまして1件80万円以上の高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るために、費用負担として1億343万円ほどが交付をされたものでありまして、それぞれ総額の100分の59で交付をされてくるものであります。

一つ飛んでいただきまして10款でございますが、繰入金4億8,754万円でございますが、保険税の軽減分あるいは人件費、出産育児一時金、それから一般事務費等、保険財政基盤安定等の財源といたしまして、それぞれ一般会計から繰入金として3億3,754万円を繰り入れたものでありますし、保険税の急激な負担増を平準化するために1億5,000万円を支払準備基金から繰り入れを行ったものであります。ちなみに20年度末における基金残高につきましては3億6,528万円でございます。

それから11款でございますが、11款の繰越金1億3,416万円でございますが、これにつきましては療養給付費交付金繰越金として685万円ということであらいますし、前年度の繰越金が1億2,730万円ほどでございます。

それから12款でございますが、諸収入2,074万円でございますが、国保税の延滞金436万円、あるいは出産費貸付金の元利収入45万円等々の関係で受け入れたものであります。

以上で歳入を終わりにして歳出に移りますが、357、358ページをご覧いただきたいと思っております。第1款の総務管理費でございますが、1億2,181万円ほどの決算であります。職員給与費として1億158万円、一般管理費として2,022万円ほどのそれぞれ執行であ

りまして、職員15名にかかる給料、手当等々の費用に充当したものであります。

それから2款であります。保険給付費といたしまして36億3,828万円ほどであります。この年度被保険者1万8,741人にかかるそれぞれ療養諸費あるいは高額療養費、出産育児諸費等々にあてられたものでありまして、前段申し上げましたがこの年度におきまして制度面において大きな変更がなされました。後期高齢者医療制度の創設によりまして被保険者数は全体で6,341人減少したところでありますし、退職者医療制度の廃止に伴いまして被保険者数がそれぞれ一般の国保の方に移行したということにより、退職者被保険者が2,989人減少したものであります。結果といたしましては、この年度特に流行性の病気等は目立たなかったところであります。一般被保険者療養給付費におきまして前年度比29.6パーセント増ということでありましたし、退職者被保険者等療養給付費に関して申し上げますと、前年度比被保険者が減ったわけでありまして71.8パーセント減少したという決算内容であります。

それから出産育児一時金につきましては35万円の支給となっていたところであります。21年度の途中であります。21年1月より38万円に引き上げた中で執行してきた結果であります。35万円のときが77件、それから38万円が15件、全体で92件の給付となったところでありまして、前年度比較87件でありましたので若干の増額となったところであります。

葬祭費の関係であります。この年度84件でありました。後期高齢者医療制度の移行等によりまして3,985万円。90パーセントほど減額をしたということで、国保会計上ではそういう数字になっております。

続きまして3款の後期高齢者支援金の7億3,231万円ほどであります。この年度から創設された制度に伴う支援金でありまして、金額がすべて皆増となったものであります。国保会計から社会保険診療報酬支払基金に拠出をする支援金であります。それぞれ全国平均での加入者割合によって支払うものでありまして、最終的には2年後の確定期により清算をされてくるという仕組みであります。負担構成につきましては、患者負担を1割として残りの9割について公費が5割、現役世代からの支援金が4割、高齢者の保険料1割というかたちでの制度への支援金の支出であります。

第4款前期高齢者納付金98万円ですが、これは65歳から74歳の前期高齢者の医療費給付に要する関係の事務費負担分として、それぞれ社会保険診療報酬支払基金に納付をしたものでありまして、制度の創設に伴いましてこの金額につきましても、この年度皆増という内容であります。

それから5款の老人保健拠出金の1億9,705万円ほどであります。国保会計から社会保険診療報酬支払基金に拠出したものでありまして、平成20年3月診療分及び平成18年度分にかかる清算分としてこの年度拠出したものであります。ご存知のように老人保健会計につきましては、制度の廃止によりまして医療費拠出金で7億4,694万円ほど、それから事務費拠出金として1,572万円ほど、それぞれ大幅な減額となった年度の決算状況であり

ます。

第6款 介護納付金の3億3,294万円ほどであります。それぞれ各保険者が社会保険診療報酬支払基金に納付する納付金でありまして、国から示された数値に基づき支払ったものであります。

それから第7款の共同事業拠出金7億7万円についてであります。高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金にかかる拠出金でありまして、それぞれ市町村国保の拠出による共同事業ということになります。レセプト1件30万円以上の医療費に関しまして、それぞれ県内の市町村がすべて拠出をして、構成する財源によって費用負担を調整して急激な国保会計の影響を避けるという制度でありまして、国保連合会が運営する事業への保険者の拠出金ということになります。

それから8款の保健事業費の6,618万円ほどであります。この年度から40歳から74歳までの被保険者にかかる特定健診、あるいは特定保健指導が開始をされたことに伴う費用であります。特定健康診査等事業費3,057万円ほどであります。これはこの年度制度が改正されたことに伴いまして皆増の關係の予算となっております。決算であります。

それから9款の基金の積立の200万円であります。基金から生じる利息分を歳入で受けて、歳出で支払事務基金に積み立てたということになります。

359、360ページをご覧いただきたいと思っております。第11款の諸支出金の関係であります。5,332万円ほどであります。前年度比1,759万円ほどの減額となっております。主な要因といたしましては、それぞれ国庫補助金の確定に伴う精算金が2,410万円ほど減額したということになります。この年度大和病院の施設整備事業費補助金といたしまして532万円ほどこの年度から支出をさせていただいたものであります。あとは一般会計からの繰入金にかかる精算金が1,089万円ほどそれぞれございますが、ルールに基づく精算金でございます。以上で概要説明を終了させていただきます。

議長 次に監査報告をお願いいたしますけれども、監査委員から第88号議案までの特別会計、5会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたいとの申し出がありました。これを許したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。

廣井代表監査委員 それでは平成20年度の特別会計の決算審査について報告を申し上げます。南魚沼市一般会計特別会計の審査意見書の1ページをお願いいたします。平成20年度南魚沼市特別会計歳入歳出決算審査意見書、第1 審査の概要ですが、1 審査の対象につきましては(2)の平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、(3)同じく南魚沼市介護保険特別会計歳入歳出決算、(4)同じく南魚沼市老人保健特別会計歳入歳出決算、(5)同じく南魚沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、(6)平成20年度の南魚沼市下水道特別会計歳入歳出決算の五つの特別会計であります。

審査の期間ですが平成21年6月30日から平成21年8月12日まで。

3の審査の方法、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるかを審査いたしました。また必要に応じまして関係職員からの事情聴取等を実施しております。

次2ページですが第2の審査の結果、1 総括、平成20年度南魚沼市特別会計5件の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正と認められました。なお、予算の執行に関しては適正なものとして認めました。

次に特別会計につきましては、決算の収支状況について38ページから52ページまで記載されておりますけれども、これをひとつお目通しいただきまして説明の方は省略をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。特別会計決算審査意見ということでまとめてありますので、これを説明させていただきますましてかえさせていただきますと思います。

の国民健康保険特別会計。本年度の決算額は歳入総額60億2,059万円、歳出総額58億4,537万円で、翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は1億7,522万円の黒字決算となっております。

収入済額は60億2,059万円で予算現額に対する執行率は100.1パーセント、調定額に対する収入率は92.6パーセントとなっております。収入未済額は4億7,526万円で、内訳は保険税の一般被保険者分が4億6,249万円、退職被保険者分が1,277万円となっております。

支出済額は58億4,537万円で、予算現額に対する執行率は97.2パーセント、不用額が1億6,632万円となっております。

保険税の不納欠損額は644万円、すべて一般被保険者国保税で前年度に比べて205万円の減となっております。いずれも時効等により納税義務が消滅したものでありましてやむを得ないものと認めました。また、平成19年度以前の滞納繰越分が3億4,312万円となっております。国保税につきましては、時効に絶対的効力が認められていますので、滞納管理、滞納整理に十分留意して徴収に努めていただきたいと思います。

平成21年3月末現在の被保険者数は1万8,741人で、前年度より6,341人の減となっております。内訳は一般が1万7,878人で2,706人の増、老人が後期高齢者医療制度への移行により6,058人の皆減、退職が863人で2,989人の減となっております。

国保支払準備基金の額は、本年度積立金200万円を積み立て、1億5,000万円を取り崩したことにより、3億6,529万円の残高となっております。

今後も生活習慣病の増加、高齢化の進展など医療費の増加が懸念されます。予防のための取り組みに一層の努力を願います。

介護保険特別会計。本年度の決算額は、歳入総額46億1,271万円、歳出総額45億5,484万円で、実質収支額が5,787万円の黒字決算となっております。

収入済額は46億1,271万円で予算現額に対する執行率99.3パーセント、調定額に

に対する収入率は99.8パーセントとなっています。

支出済額は45億5,484万円で予算現額に対する執行率は98.1パーセント、不用額は9,010万円となっています。

平成21年3月末現在における第1号被保険者は1万6,056人となっており、前年度より128人増加しています。

介護保険料の収納率は99.1パーセントで前年度より0.1ポイント上昇、収入未済額は553万円となっています。内訳は現年度分が298万円、滞納繰越分が255万円となっております。引き続き回収整理に努めていただきたいと思います。

介護保険料の不納欠損額は164万円で、前年度より22万円の減、時効などにより納付義務が消滅したものでやむを得ないものであります。介護保険料も公法上の債権で時効期間も2年でありますので、滞納整理には十分留意していただきたいと思います。

要介護度別認定の状況は、要支援1が183人から要介護5の384人まで合わせまして2,692人となっておりまして、前年度末より総数で28人減少しています。

高齢化の進展に伴い要介護認定者の増加は避けられません。介護サービスの需要の伸びとともに保険給付費もますます増加すると予測されます。予防を重視したサービス、指導に努力をいただきたいと思います。

次に の老人保健特別会計。本年度の決算額は歳入総額6億5,117万円、歳出総額6億5,551万円で、実質収支額は434万円の歳入不足となっております。翌年度の歳入繰上充用金を充てております。

収入済額は6億5,117万円で、予算現額に対する執行率は99.0パーセント、調定額に対する収入率は100パーセントとなっています。

支出済額は6億5,551万円で、予算現額に対する執行率は99.6パーセント、不用額は250万円となっています。

平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行され、老人保健制度による給付は平成20年3月の診療分が最後となりましたが、これらの給付費及び過年度分の清算金等が計上されたものであります。また過去に遡及する精算等に対応するため平成22年度まで老人保健特別会計は存続することになっております。

後期高齢者医療特別会計。本年度の決算額は歳入総額4億4,281万円で、歳出総額4億3,850万円で実質収支額は431万円の黒字決算となっています。

収入済額は4億4,281万円で、予算現額に対する執行率は83.4パーセント、調定額に対する収入率は99.8パーセントとなっています。

支出済額は4億3,850万円で、予算現額に対する執行率は82.6パーセント、不用額が9,221万円となっています。

平成21年3月末現在の被保険者数は9,573人、内訳は75歳以上が9,295人、障害老人が278人となっています。また、保険料の総額は2億9,924万円で調定額に対する収入率は99.7パーセント、一人当たりの保険料は3万1,258円となっています。



療養給付費の総額は60億5,138万円で、受給者一人当たりの医療費は63万円となっています。

平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が施行され、特別会計を設置したものであります。保険料の賦課、医療給付などは県内全市町村が加入の新潟県後期高齢者医療広域連合が運営することになりました。

保険料は総医療費から患者負担額を差し引いた額の約1割が賦課され、均等割と所得割の合計額からなりまして、2年ごとに見直しが行われることになっています。

の下水道特別会計。本年度の決算額は、歳入総額70億5,907万円、歳出総額70億2,934万円で、翌年度に繰り越すべき財源960万円を差し引いた、実質収支額は2,013万円の黒字決算となっています。

収入済額は70億5,907万円で、予算現額に対する執行率は96パーセント、調定額に対する収入率は96.5パーセントとなっています。

支出済額は70億2,934万円で、予算現額に対する執行率は95.6パーセント、不用額は1億936万円となっています。

不納欠損額が分担金8万円、負担金52万円、使用料で60万円、合わせて120万円となっており、いずれも消滅時効によるものでやむを得ないものであります。また、平成19年度以前の滞納額が4,078万円となっています。下水道の分担金、負担金、使用料は水道料と違い公法上の債権であり、時効期間が満了すると絶対的効力が生じますので、特に注意してください。

市債の本年度発行額は33億7,120万円、償還元金32億8,173万円で、未償還残高は335億4,952万円となっています。

市全体の下水道普及率は公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業合わせて86.9パーセントと前年度より2.7ポイント上昇しています。市民の生活環境や自然環境などの側面からも重要な事業であります。厳しい財政事情にありますが、継続的な整備に努めていきたいと思っております。

簡単ですが以上で審査報告にかえさせていただきます。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点確認といいますが考え方をお聞きしたいと思うのですが、ページで364ページの事項別明細のところでごちゃっと説明いたします。税の関係ですが、今年度といいますがこの20年度1.34パーセント引下げをした中での課税ということですが、収納率を見ますと19年度に比べると大分収納率は下がっているような気がします。税を下げたから収納率が上がるというような連動があるわけないというのはわかっているのですが、この辺どういうふうな考えといいますが、整理の仕方といいますが、総括をしているのか。

あわせて関連するのですが、372ページの国保税の延滞金が前年に比べると大幅に収入として増えているわけなので、収入として増えているのですが、延滞金が増え

ているということですのでその辺。増えているとはいってもそれはいいあれではないと思うので、税が引き下げられた、収納率がむしろ下がった、延滞金が増えたという、そこら辺の整理の仕方といいますか、総括をどのようなかたちでしているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

税務課長 お答えを申し上げます。まず収納率の関係でございますが、これは先ほどもご説明がありましたように、後期高齢者医療制度が始まった関係で比較的納税意識の高い高齢者の方が別保険に移ってしまったということで、全国的に収納率が下がってございます。私どももそのような影響が大きいのではなからうかということが1点考えられます。県下20市の中でも6パーセント近く収納率が下がっているところもありますので、そのような状況の中で私どものところは合計で2.5パーセントのマイナスということで、決していいということではございませんが、傾向としてはそういう傾向がございませう。

それともう1点は、やはり景気がなかなか回復をしないということの中で、社会保険から国保に移られる方も結構ございませうし、そういった流れの中で収納率がなかなか伸びていかないという実態がございませう。

もう1点目の延滞金との関係でございませうけれども、そうはいいまして国保の場合は特に必要枠があって、それに対して税をどれだけ賦課をするかということになってございませうので、収納率が下がれば下がるほど負担率が上がってくるという側面がございませう。それらをできるだけ防がなければならぬということで収納の方も頑張っているわけですが、滞納繰越の方につきましても随分力を入れて今、整理をいろいろとさせてもらっておりますので、そういった影響というか効果が出てきているというふうに今考えておりますけれども。

例えば大口で今までずっとたまっていた人が、50万円とか20万円とかという大口で納入がされたというのがございまして、そういったところが、当然期間が長くなりまして延滞金がつきましたので、結果そういうことにつながってきているということの表れというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにございませうか。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたしますが、20年度から新しい後期高齢者医療制度が始まったという中での国保ですけれども、今回の総選挙の中で民主党が掲げた中では、後期高齢者は廃止をしたいということでありませう。どういうふうになってくるかわかりませうけれども、1年間やってきたわけですが、この後期高齢者医療制度を取り入れてやってきたその中で、どういう感想をお持ちであるか。国保会計というのはルールに基づいてやっているわけですが、そういう新しい制度が、取り組んできた中で今までと比べてよかったとか、あるいはこういうところがどうだったとかという、そういう部分のちょっと考えがありましたらお聞かせ願いたいと思えます。

市長 後期高齢者医療制度、導入当初はネーミングも含めて大変な不評ということでありませう。しかし、それは別にいたしまして、この制度がもしなかったとしますと、国保の方は非常にこれは大変であったらと。そして国保というか後期高齢者といわれる

皆さん方も大変だったわけですね。料金改定といいますか税の改定が2年ごとということですので、それをまたとらえてもう青天井に上がっていくのだという、こういう話もなされているわけでありませけれども、これは青天井なんてことではあり得ないと思っておりますが、これはこれからのことですのでけれども。

この制度が、やはり私はもう定着してもらいたいと思っております。もし、これを廃止するのであれば保険は一元化してもらおう。国保であればという分け方ではなくて一元化。そういうことをしていかなければ、とてもいわゆる市町村で運営はできないということだと思っております。私はこの制度は、さっき言いましたネーミングがいろいろ言われただけで、実質的にはよかった制度だというふうに感じております。

(「実務の方で感じた部分を」の声あり)

市民生活部長 感想。特に例えば従来、老人保健制度で同じようなやり方もやってきたわけですのでそれをかなりやってきたのですけれども、18年の健康保険法の一部改正で大幅な医療制度ががらっと変わったということです。今、市長が申し上げたように、増え続けていく老人にかかる医療費をどういうふうにするかということの制度の仕組みが変わったわけですから、そのことはそれで私は一定の成果があったのだらうと思います。

ですので、やっと定着したような制度でありますので、何とかというふうに思いますがこういう結果ですのであれですけれども、このことが1年間、後期高齢に変わったことによって、特段これだけよくなったとか、これだけ悪くなったなんていう感想は持っていません。以上です。

和田英夫君 20年度からいろいろ話が出ているように、いわゆる特定健診、特定保健指導が始まったということで、金額的には健康保険の相対のボリュームは非常に少ないわけですけれども、市民の健康を守るというこういうことで若干特定健診の関係の方で、ちょっと確認で質問をさせていただきますが。

6月議会でも私は一般質問させていただいたときにもいろいろ話は出てきた。いわゆる特定健診にかかわる、それは従来の住民健診から引き続いてあるわけですが、県の成人病予防協会、あるいは県の労働衛生医学協会なるものが健診業務に非常にわかりづらくかかわってきておる。これは良い悪いは別でありいます。そこで今言った二つの機関が住民健診にかかわりを持つということは、例えば我々素人考えからすると、老人保健法なり健康保険法、あるいは市の国民健康保険条例などなどから、こういう機関を活用しての住民健診をなさいと。何かそういうしぼりが、何かそういう国・県の指導があってこういうかたちが取り組まれているのか。これをちょっと教えていただきたいわけでありませし。

それから市の中には特定健診なり実施計画書というのがあるわけです。これはご承知のように、年度別に受診率を一応目標を立てて取り組んでいるわけで、20年度は48パーセント。6月議会ではそれを若干オーバーしたというような市長答弁もあるわけでありませけれども。そこで去年3月の予算議会の国民健康保険関係の資料と予算額を見て、そして今ほどの決算の特定健診の委託料という部分だけの金額を見たときに、若干減額になっておるわ

けであります。細かいことは特別、社厚の委員会でやっていただいて結構ですが、この資料をずっと追跡してくると48パーセントという受診率、ここの根拠がちょっと見えないなと思います。今回、今はいやそんなことはない、間違いなく48パーセントをクリアしてあるのだという答弁をいただければ、この件についてはいいわけですがけれども、この2点をひとつお願いします。

市長 前段の成人病予防協会あるいは労働衛生医学協会ですか、この関連につきましては、国保連合会の方でもいろいろ話題といたしますか、悪い方ではないですよ、話題になっている。新潟市などは国保が大赤字で、何とか財源の捻出といたしますか、赤字幅の縮小に努めておりました。例えばそういう部分を、そこにもう委託しないで直接やれないかということも模索はしているようであります。

ただ、これは、県医師会これらとの関連もありまして、そう簡単にできることではありません。そういうことの中でそういう機関ができていますので、これをすっぱりもう切って全部やるということにはなかなか得ませんが、徐々に、徐々にこれから改善されていくものだというふうに今は認識しております。あと余り細かく詳しいことはこの場ではそうご質問なされないようにひとつ。

市民生活部長 計画。確かに議員おっしゃるように、特定健診、特定保健指導の計画書を定めて、国の指針に基づいて実施をするというのが大前提であります。ちなみに特定健診につきましては、平成20年度においては48パーセントという目標を掲げながら実施をしてまいりました。その結果、受診率であります、最終的にまとまったのが49.ちょっとの率で、目標を少し超えられたということで、私どもは数字をつかんでいるところであります。以上です。

和田英夫君 初めの市長の答弁のことは、それはそれ以上は聞きませんが、つまり、国保会計から連合会とって成人病予防協会に健診の委託費はどんと振り込んでいる。そこから大和病院と城内診療所と労働衛生医学協会に三つに分けて、そこから住民健診は始まるのですね。そこでそれはそういうことで、しかも特に六日町、塩沢地域は労働衛生医学協会が主体で健診業務をやっていて、そこに市の保健課の保健士さんが応援に行って健診業務をやっていて。こういう流れの中で、では一体、集団健診の委託料単価が、労働衛生医学協会がやりなされる基本健診は一人当たり例えば5,179円という単価。市がやっている病院、診療所がやっているのは6,260円というこういう単価を設定されているのですが。ということはこの単価の設定協議は各自治体で参画できるのか。いわゆる国連合会の成人病予防協会と労働衛生医学協会での単価設定という、こういう自治体の国保の係なり保健課の係が単価設定。この辺はどうなっていますか。

保健課長 3月でしたか申し上げましたように、市は保健課も、それから国保会計の方の国保険者である市長の方も、契約は市長と成人病予防協会です。その契約条項の中に健診機関というのがありまして、健診機関は今ほど言われました衛生センターですとか労衛協ですとか、あるいは城内病院それから大和病院が含まれております。その健診機関が健診をし

た場合は、契約条項には請求書を成人病予防協会に実施機関があげますけれども、市の方はお金を直接成人病予防協会ではなくて国保連合会の方に支払うシステムになっております。で、国保連合会の方が実施機関の内容に振り分けてそれぞれお金を払います。

その単価が先ほど言われました単価でありますけれども、成人病予防協会というのは、県内、新潟県にももちろんありますけれども、新潟県の成人病予防協会でありますけれども、この組織は県の医師会、県、それから市町村の代表者、それぞれみんな団体の集合体であります。そこでいちいち各市町村で、大和病院と契約するときはこれは施設健診といいますけれども施設健診は単価がいくら、労働医学協会に頼む個別健診の場合は単価がいくらというふうに、いちいち各31市町村が交渉することなく、その予防協会の方で、協定料金だとは言いませんけれども、統一した料金を決めていただくシステムになっております。全県下同じ単価で施設の場合はこう、個別の場合はこうだというふうなかたちで毎年年額が決められております。その実績に応じて市の方は国保連合会の方に払うというシステムになっております。以上です。

和田英夫君 成人病予防協会なり労働衛生医学協会というのは、非常にシステムが難しく、これはこれでわかったような、わからないような、ですがやめますが。受診率の件については、決算は減額されているが、それでも受診率は48パーセントを若干オーバーの、達成されているというふうに私は受け止めていいわけですよ。

市民生活部長 受診率。私、申し上げましたように、当初目標48パーセントを計画書に基づいて20年度は掲げて実施をしてきた結果、先ほど言いましたように目標値を若干であります。上回った数値が出たということでもありますので、第1年度目としては、目標は達成できたということで認識をしています。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっております第84号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第12、第85号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第85号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、提案理由を申し上げます。平成20年度の歳入総額46億1,270万円、歳出総額45億5,483万円、差引き残額5,787万円となりました。この残額は平成21年度補正予算において介護給付費準備基金積立金及び国庫支出金等過年度分返還金等に充当させていただきます。

内容について申し上げます。要介護1から5の方に対する介護サービス等諸費では、地域密着型介護サービスの利用件数の増加などにより、19年度と比べ2.8パーセント、1億5

00万円の増額となりました。

要支援1から2の方に対する介護予防サービス等諸費では、要支援の認定者数が19年度と比べ7.7パーセント減少するなどによりほとんど横ばいの状況となっております。

地域支援事業では、一般高齢者の参加が増えるなど高齢者の介護予防に対する関心の高まりが表れております。第3期介護保険事業計画の最終年度として実施された平成20年度介護保険事業は、平成18年度の大幅な制度改正によって新設された地域密着型介護サービスや地域支援事業がようやく定着してきたと感じられる内容となっております。概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

福祉保健部長　それでは85号議案であります。20年度決算について決算書並びに実質収支に関する調書でご説明を申し上げます。なお数値的な資料につきましては、決算資料90ページから94ページに載っておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

まず最初に決算書397、398ページを見ていただきたいと思っております。歳入であります。

歳入の1款保険料でございますが、サービス給付費の19パーセント相当額を1号被保険者からいただくものでございますが、数値は調定額7億6,855万7,500円に對しまして、収入済額7億6,138万7,500円となりまして、収納率は99.1パーセントとなっております。平成20年度中の時効到来分164万3,800円を不納欠損処分とした結果、収入未済額は552万6,200円というふうになりました。

2款であります。分担金及び負担金であります。認定審査会の費用であります。湯沢町との協議による負担割合によって算定された額806万1,000円が収入済額となっております。

3款 使用料及び手数料　11万8,500円につきましては、手数料収入であります。

4款 国庫支出金であります。公費負担の50パーセントのうち、国が負担すべき額とされております給付費の25パーセント相当額と処遇改善臨時特例交付金3,700万円ほどですが、その合計額が歳入となっております。収入済額は11億7,781万円ほどとなっております。

5款 支払基金交付金であります。2号被保険者の負担とされるサービス給付費の31パーセント相当額の収入であります。社会保険診療報酬支払基金から交付された額でありまして、13億3,186万1,572円が収入済額となっております。

6款 県支出金であります。国庫支出金と同じように公費負担の50パーセントのうちの県が負担すべき率12.5パーセント相当額の収入としまして6億4,308万5,824円が収入済であります。

7款の財産収入であります。準備基金の運用による実収入としまして93万3,699円が収入済額となっております。

8款 繰入金でございます。公費負担50パーセントのうちの市が負担すべき率12.5パーセント相当額と職員の人件費及び事務費分でございます。の総額1億2,700万

円相当額の合計額としまして6億7,438万5,000円ほどの収入済額となっています。

9款の諸収入でございますが、収入済額288万4,000円ほどでございますが、内容は配食サービス、機能訓練などの教室、筋力トレーニングなどの地域支援事業の参加者の自己負担金を中心の金額でございます。

10款の繰越金であります、19年度分の繰越金としまして1,217万9,000円ほどの収入済額となっております。

歳入の合計46億1,270万8,282円でございます、19年度より1億2,458万1,000円ほどの増額決算というふうになっております。

続きまして399、400ページを見ていただきたいと思います、歳出でございます。歳出につきましては1款 総務費であります、支出額1億3,743万7,642円の支出済額であります、一般職の給与等の人件費と認定審査会の運営をするための事務費の経費が中心の金額でございます。

2款であります。保険給付費であります、42億758万116円の決算額であります、保険給付費全体では前年比2.4パーセントほどの増額の決算となっております。1項の介護サービス諸費でございます、2.8パーセント、1億500万円ほどの増額決算でありまして、この内容としましては地域密着型のサービス分が相当額増えておりまして、1億500万円のうちの8,500万円ほどを占めているということになっております。2項の介護予防のサービス諸費でございます、マイナス0.6パーセントということで19年度とほぼ同額の決算となっております。4項、5項につきましても、ほぼ19年度と同額の決算内容ということになっております。

3款であります、地域支援事業費であります、決算額で前年度より9.6パーセント増、金額にしまして約1,000万円ほどの増額の決算ということになっております。

4款の基金の積立金であります、準備基金の方に4,800万円ほど。それから先ほど歳入でもありましたが、処遇改善臨時特例基金へ3,700万円ほど支出をした費用でございます。なお平成20年度末の準備基金の残高でございます、2億6,200万円というふうになりました。

それから5款 諸支出金であります。決算額772万2,000円ほどでございます、19年度分の県負担金あるいは国庫支出金などの返還金が計上された金額でございます。

歳出合計でございます、45億5,483万5,689円となりまして19年度比7,888万8,000円ほどの増額の決算となっております。

続きまして402ページを見ていただきたいと思います、実質収支に関する調書でございます、歳入総額46億1,270万8,000円、歳出45億5,483万6,000円となり翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、平成20年度実質収支額は5,787万2,000円となりました。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

宮田俊之君 全体的なところで399と400の方で。何を伺いたいかといいますと、総

務費で介護認定審査会費ということで費用が載っているわけですが、決算してみると少し不用が出ているということと、先ほどの資料の中で90ページに数字のことが載っているのですが、ここで見ますと要支援1、要支援2、要介護、それぞれが20年度3月からマイナスが人数的に出ているということになっていくわけですが。本来ですと表でいえば左から右の方に、なかなか改善されるというよりも悪くなる方の方が多いのではないかと私は思っていたのです。こうした入り口のところでマイナスが出ているということは、市としては審査の内容がどうなのかなと、大変厳しいかたちで臨まれているのか。その辺が審査会の費用の不用額に出ているのか。ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

福祉課長 資料の方の90ページ、議員おっしゃられるとおり軽度者の今、人数が減っております。あわせて認定の全体の数も減っているというふうなことで、私も高齢者人口が増えている割に認定者が減っているというふうなことで、これはいい傾向だろうということでございます。先ほど市長が申し上げましたように、地域支援事業の中で介護予防教室とかやっていますがそちらの参加者も増えてきているというふうなことです。これらを活用しながら介護認定にいかないような元気な高齢者をつくっていきたいというふうな考え方で、結果については良好な結果ではないかなというふうに思っています。ただ、これが1年だけの比較でございますので、もう少し経緯を見たいというふうに思っております。

それからもう1点の審査会の審査結果の関係でございますが、これにつきましては20年4月、20年度から認定審査の審査方法が変わったというふうなことで、現場の方では軽度者又は非該当者が多くなるというふうなことを受けて、国の方でその内容の精査検討を行ってきました。その結果、見直すべきところは見直してというふうなことで、10月1日の申請分からは見直しをした内容によって認定審査をやろうということ、今までのいろいろな問題点をクリアするというふうな考え方でございます。

認定の主に見直しになった原因でございますけれども、項目によってそれぞれ自治体ではばらつきがあったということで、そこらを統一する必要があるというふうなことで、それからもう1点は先ほど申しましたように、軽度の方、新規の中では特に非該当だとかそういう方が多く現れるような状況になったというふうなことで、このところの部分を改善するということが検討結果でございます。

具体的にはいろいろ認定調査の項目の中で、何ていいますか明確でない部分の調査部分を明確にとらえていこうというふうなことで、そういう判断の目安をきちんと示すような結果で調査票が見直しになっておりますので、10月以降の認定については改善がなされるものというふうに期待しております。また、それらの結果を見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

宮田俊之君 はい、わかりました。今、項目のばらつきがあるとかというお話で、先ほど予防介護に重点をというお話もあったものですから、いくら市の方がいいますか審査する側で、裁量がふれる部分があるのかないのか。恐らくあるのだろうと私は思っているのですけれども。その認定した中で、特に住宅改修もなかなか数字が伸びないという中でど



んなふうに 決まりは決まりとしてある中ですけれども、それ以上悪くならないためにどこまでサービスを認めていくかという部分が、大事なところになるのかなと私は思うのですけれども。その辺、かなり南魚沼市としては意を配してやっておられるのか。それともやはり厳格にきちんとやっているのだという方向なのか。少しその辺だけお話しください。

福祉課長 認定審査のやり方については、これは国全体のマニュアルが決まっておりますので、南魚沼市の審査会が個別に緩くするとか、きつくするということはあり得ませんので、その部分は全国统一された基準でやっていくということでございます。

ただその上に、審査会にかかる前に、かからないように予防の事業をやっていくというふうなことで、先ほど言いましたようにそこでは地域支援事業を活用しながら予防効果。75とか過ぎてからではなくて、若い60～65歳の早い段階から介護予防事業に参加していただけるような取り組みをメインにやっていきたいというふうに考えております。

和田英夫君 先ほども滞納繰越金の話が出ておったわけですがけれども、介護保険条例の中に1年5カ月以上の滞納の場合には、保険給付の差止めの要綱。もちろんこれは一気にやるわけにはいかないで、それなりの通知を出して弁明書をもらうというような手続があるわけですがけれども。そこで、そういう該当者があるかないかはそれはあとで答弁いただきたいわけですがけれども。国民健康保険税と介護保険と一緒に徴収したりすることで、税務課と福祉課なりそれは市民課でも結構ですが、その辺でこういうことの連携システムといたしますか。これは先ほどの国保の関係もそれはそれにつながるわけですがけれども、滞納されている方が介護サービスを受けていながら、あるいはそれが滞納が1年5カ月以上になった場合と。そういうのがなければいいわけですがけれども、そういう場合の課内、横の連絡のシステムがうまくできているかちょっと。そういう実例があるのかないのか。金額的にはそう多くはないのでないかもわかりませんが、その辺をちょっと答弁願います。

福祉課長 議員おっしゃられますように介護保険の場合は、それぞれ給付の段階でペナルティーを課していこうというふうな考え方でございます。1年未満の滞納につきましては、現物というか9割 うちの方で全部サービスを提供して、本来から言えば1割負担してもらっているというふうなことでございますが、それが本人が10割、全額を負担しておいて、あとで還付を受けるというふうなそういった制限になります。それが2年以上になると時効になるわけですが、時効の期間がどれだけあるかによって、今は給付の場合は1割負担ですがけれどもそれが3割負担になるというふうなことで、給付の受けた段階でペナルティーがあるというふうなことになります。

実際に20年度につきましては、9割給付から7割給付になった方が3人、それから1年未満で、1回全額自分で支払った方が一人ということで、全部で4人になっております。ただいまの時点では、3人の方が亡くなられたとか、ほかのことで手当ができたというふうなことで、現在残っている方は一人だけでございます。

それから保険料の徴収の関係でございますが、私も介護保険第1号被保険者の分につきましては、福祉課がメインでやらせていただいております。ただ、滞納の関係については、

ほかの税だとかいろいろな料金の滞納も重なっておるということでございますので、打合せをしながら対応はしているというふうなことでございますが、基本的には介護保険料については福祉課で。特に年金から引き落としにならないで直接納付書で納めてもらう方が滞納になるわけですが、年金月にポイントを絞って臨時に訪問しながら徴収を進めているということでございます。

和田英夫君　そうすると介護保険の介護給付の関係については、福祉課がかなり介護保険料負担の場合、あるいは年金も全部つかみながら介護サービスをやっているというふうに理解していいわけですね。はい、わかりました。

議　　長　　ここで質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております第85号議案は、社会厚生委員会に付託いたしますので審査をお願いいたします。

議　　長　　ここで暫時休憩いたしますけれども、ちょっと待ってもらえますか。暫時休憩といたします。再開は3時ちょうどといたします。

（午後2時43分）

議　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

議　　長　　日程第13、第86号議案　平成20年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　第86号議案　平成20年度南魚沼市老人保健特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。平成20年4月より後期高齢者医療制度が施行されたことにより老人保健制度による医療給付は1カ月と過年度分の精算のみとなったため、前年度より大幅な歳入歳出減となったところであります。歳入総額は6億5,116万円で前年対比89.9パーセントの減。歳出総額は6億5,551万円で前年対比89.7パーセントの減となったところであります。歳入歳出差引きでは434万円の歳入不足となりました。これは歳入において国の医療給付費負担金の概算交付金が国の負担義務額より少なかったことが主な原因であります。このため5月の臨時会で補正をお願いし、翌年度歳入から繰上充用を行い、不足分を補てんいたしました。概要につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

市民生活部長　それでは決算書の435、436ページをお開きいただきたいと思います。歳入についてご説明を申し上げます。なお決算資料の別冊であります95ページにそれぞれ資料、数字が記載されておりますのであわせてご覧をいただきたいというふうに思います。

第1款支払基金交付金、2億8,921万円でありましたが、老人保健制度による給付につき

ましては平成20年3月診療分を最後に廃止されたわけですが、この年度におきましては3月診療分1カ月にかかる老人医療に要した費用にかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。前年度比マイナスの29億4,075万円ほどで大幅に減ったわけでありまして、20年の4月から後期高齢者医療制度への移行に伴ってこの年度で老人保健制度は廃止されたという内容でございます。

2款国庫支出金、1億5,587万円ですが、この年度で発生をいたしました医療給付にかかる国庫負担金でありまして、それぞれルールに基づいて受入れを行ったところあります。

3款県支出金、4,278万円ほどですが、同じく公費負担に基づく県の支出金でありまして国基準と同じ内容の県支出金であります。

4款の一般会計繰入金の4,697万円ですが、これにつきましても県の負担と同じ負担区分に基づく繰入金を行ったところありますし、ほかに人件費あるいは事務費等にかかる繰入金を行ったものであります。

第5款繰越金、1億921万円ですが、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入の711万円ほどですが、第三者納付金にかかる決算額であります。加入保険の誤り等による調整をこの年度行ったということでございます。

続きまして437、438ページ歳出についてご説明を申し上げます。第1款の総務費232万円ほどであります。2,685万円、マイナス92.3パーセント大幅に減ったわけですが、職員給与費関係として2名分の給与費が不用になったこと、あわせて電算業務の委託料がこの年度不用になったということに伴いまして、大幅に減額になったという内容であります。

2款の医療諸費、5億4,397万円ほどですが、老人医療費として医療機関に支払ったものであります。本人負担分は原則1割ということでありまして、残額は保険給付という制度の内容のものであります。廃止に伴いまして大幅な減額 56億8,715万円ほどの減額という決算であります。

3款の諸支出金でございます。1億921万円ほどですが、それぞれ確定に伴う過年度分の国・県の補助金等の返還金として7,375万円。それから一般会計繰出金として精算還付をいたしました3,545万円ほどをここで支出させていただいたものであります。以上で平成20年度老人保健特別会計にかかる決算の概要説明を終わります。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっています第86号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第14、第87号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第87号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。当特別会計は平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行になり、当初は保険証が届かないという照会、その後は名称変更や年金天引きから口座振替への変更が可能になるなど様々な制度変更があり、一時高齢者の皆さんに混乱をきたしたこともありました。初めての決算を迎えたところであります。

歳入では保険料が2億9,924万円。一般会計からの繰入金1億3,906万円が主なものであります。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金4億1,649万円が主なものであります。歳入総額4億4,281万円、歳出総額4億3,850万円。実質収支では431万円の黒字となりました。概要につきましては市民生活部長に説明をさせますので、よろしくご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それではお手元決算書の449、450ページ後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書からご説明を申し上げます。なお決算資料の96ページに、資料が掲載されておりますのでご覧をいただきたいと思います。

歳入の第1款の保険料についてであります。この年度収入済額といたしまして2億9,923万円となったところであります。所得割額、均等割額の2方式による賦課方法でありまして、県下同一の所得割率といたしまして7.15パーセント。均等割額3万5,300円で賦課をしたところであります。被保険者の数であります。この年度9,573人となっております。

収納未済額が78万円ほど生じたところであります。制度への理解不足、あるいは忘れていたというような人たちでございますが、若干の収入未済額が生じたところであります。収納率の関係であります。収入済額対調定額の比較では99.7パーセントという収納率であります。

それから3款の繰入金であります。1億3,905万円ほどであります。これは一般会計からの繰入金でありまして、それぞれルールに基づく繰り入れであります。保険料の軽減分といたしまして1億1,971万円ほど、及び人件費繰入、あるいは事務費の繰り入れとして1,934万円ほどを繰り入れた決算であります。

それから一つ飛んで第5款であります。国庫支出金304万円ほどであります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として制度変更が途中でなされたということに伴いましてコンピュータ改修等にかかる費用負担でありまして、それぞれ国から全額を受け入れたものであります。

6款でございますが、後期高齢者医療広域連合支出金といたしまして122万円として受け入れたものでありまして、高齢者医療制度の運営円滑化事業費補助金として99万円。あるいは特別調整交付金として23万円ということになります。これは途中で制度の変更、8.7割 基本は7割の軽減であります。8.5割になり9割軽減というようなことで制度変

更を途中でなされたということでありまして、ダイレクトメール等の発送に伴う経費等について特別交付金でここで受け入れという内容でございます。

451、452歳出に移りますが、1款総務費2,201万円の決算となったところであります。職員給与費2名分にかかる費用でありまして、ほかに電算システムの改修等に304万円ほどの支出となったところであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,648万円でありましたが、保険料として2億9,677万円。及び保険基盤安定負担金として1億1,971万円をそれぞれ後期高齢者広域連合に支出をした内容であります。

3款の予備費43万2,000円でありましたが、この年度では支出はありませんでした。以上で概要の説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっています第87号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第15、第88号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第88号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。平成20年度の下水道特別会計は各地域の早期完了に向けた面整備と大和クリーンセンターの水処理施設増設工事を中心に促進をいたしました。

具体的には公共下水道事業は主に大和クリーンセンターの水処理施設増設の土木建築工事を2カ年の継続費で着手し、20年度予定事業の一部を21年度に繰り越しました。

流域関連公共下水道事業は上町、栄町、小栗山、塩沢地区を中心に整備を進めました。特定環境保全公共下水道は猫道、城山新田、荒山、大倉地区を中心に整備を進めました。流域関連特定環境保全公共下水道事業では西泉田、寺尾、天野沢、竹俣、大沢、長崎これは原芝野、横新田、広道、この地区を中心に整備を進めました。

また、浸水対策では六日町小学校に貯留層490トン級でありますけれどもこれを実施いたしました。浄化槽市町村整備促進事業も市民の要望にこたえるべく19基を設置してまいりました。これらにより市全体の下水等汚水処理普及率は前年度より2.7ポイント上昇し、86.9パーセントになっております。

以上の概要により決算は歳入総額70億5,907万円。歳出総額70億2,934万円。継続費繰越額960万円で本年度実質収支額は2,012万円となりました。概要について企業部長に説明させますのでよろしくご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

企業部長 それでは下水道特別会計の決算書に基づいて説明を申し上げます。463、

464ページをお開き願いたいと思います。それから決算資料につきましては97ページから最後まで記述してありますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

歳入。分担金及び負担金でございますが、前年度対比15パーセントアップというようなことで2億171万円というような決算を得ることができました。その隣、不納欠損が59万8,620円ほど出ております。これは3月議会で皆さんから承認いただいた分でございます。ちなみにその下の2段、7万9,100円、それから51万9,520円というようなことで上の欄が5件、下の欄が7件というようなことになっております。

続きまして使用料及び手数料の段でございます。収入済額、前年度対比4.5パーセント増というようなことで8億8,734万円という結果に納まっております。ここでもやはり不納欠損が出ております。使用料において60万618円というようなこと。これは使用料で37件でございます。

続きまして3款国庫支出金。これは対象経費が大体50パーセント補助になっております。それから大和クリーンセンターにおいては処理場が55パーセントの補助率でございます。浄化槽は3分の1というようなことになっております。前年度対比5.9パーセント増の9億3,098万円というような結果になっております。それから収入未済額で大和の処理場の繰越分が1億1,620万円ほど出ております。

続きまして4款県支出金。これは前年度対比25パーセントほど減になっております。これは対象経費の18年、19、20というようなことで1.2、それから19年度は1パーセント。20年が0.8というようなことで年々農集の関係の残債に対しての補助というようなことで、県のお金がなくて縮めて年数だけにつに延ばしていくようなかたちをとっております。そんなことから25パーセント減というかたちになっております。2,367万7,000円という結果になっております。

それから繰入金5款でございます。前年度とほぼ同額0.5パーセントのアップというようなことで16億252万円という結果になっております。

続きまして繰越金。これは大幅に減でございます。84.9パーセントの減というようなことで1,226万円という結果になっております。

それから諸収入でございます。これも前年度対比33パーセントの減というようなことで2,935万円という結果になっております。

それから8款市債でございます。15.7パーセント増の33億7,120万円という結果になっております。これは借換債等々を含みますのでそういうかたちになっております。

収入総額70億5,907万円というようなことで昨年度の決算に7.5パーセントアップというかたちで決算を得ることができました。

続きましてその次のページ、歳出に移らせていただきます。1款総務費。前年度対比1.6パーセント増というようなことで2億551万円というようなことになりました。

それから2款施設管理費。これは大体前年度と同じくらいの金額でございます。プラス0.7パーセントアップというようなことで5億3,636万円という結果になっております。

それから3款下水道事業費でございます。これも前年度対比同額でございます。多少の減、0.2パーセント減というようなことで20億6,659万円ということで3,000万円ほど昨年と比較して少なくなっております。マンホールポンプ等々いろいろあるかと思いません。

それから4款公債費でございます。前年度対比12.5パーセントというようなことで42億2,087万円ということで相当の金額が伸びております。4億6,900万円ほど前年度対比で伸びているようなかたちでございます。

歳入合計でございます。70億2,934万円というようなことで前年度対比7.2パーセント増というかたちになっております。

続きまして468ページ、歳入総額70億5,907万円。それから歳出総額70億2,934万4,000円というかたちでございます。それから歳入歳出差引き2,972万6,000円というようなことで翌年度に繰り越す財源ということで960万円ほどあります。実質収支が2,012万6,000円というようなことで昨年度に比較しまして785万9,000円ほど増というかたちで収支が出ております。以上簡単ですが、これで終わらせていただきます。

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 関連になるかもしれませんが、監査委員の意見書にもあるのですけれども不納欠損120万円ということ。それとあと平成19年度以前の滞納額4,078万円となっているように報告されているわけなのですが、都市計画法だったと思うのですが時効5年だったと記憶しているのですけれども、4,078万円というその金額をどのようにとらえているか。徴収については時効までに可能かどうか見通しについてご説明ください。

それから市債関係なのですが、今年度発行額33億円ということで未償還残高335億というように報告されております。下水道事業完了までにどのくらいの市債発行が見込まれるのか。もし推測できればその数値をお知らせください。

それから下水道のこの市債残高についてなのですが、実質公債費比率の中でどのくらいの比率を占めているのか。それについてももしそういった見方ができるのであれば説明をお願いいたします。

下水道課長 それではただいまの質問に対してお答え申し上げます。まず不納欠損の件ですけれども、不納欠損の内容については件数と今、部長の方でご報告したとおりでございます。あと残っております4,000万円からのものについてどういうふうに取り扱っているかということでございますが、18年度以来負担金、分担金等について皆さんにご報告をしてきたとおりでございます。そうした中で当然ながら時効前のもの、それから時効のもの、当初ともかく皆さん方から再度、あることを確認いただき、不納にならないという措置をとってまいっております。

そうした中で今回不納欠損するものについては、内容的には基本的に不納欠損にかかる事項ということで地方自治法第236条の1項、そういう中で上記の理由というかたちで死亡

とか行方不明、倒産、そういう方々に対するものの不納欠損でございます。残る方々については今のかたちで残っているわけですが、今現在、随時確約をもらったものについて努力してやっているというかたちでございます。

そうした中で細かい話にまた委員会の方でなりますけれども、滞納分の収益につきましては若干ずつ前年度からまた上がってきているというかたちで努力させてもらっております。それから時効になったものにつきましても皆さん方にお諮りし答弁しました前回の4件を完了したのから、8月19日現在で調べた段階では8件の方はもう完納いただきましたということで、逐次ではございますけれども鋭意努力しているところでございます。

それから起債の関係でございますけれども、今現在20年度末でそこにあるとおり335億4,952万3,000円という起債残高になっております。そしてこれからどの程度に起債がのぼっていくのかということでございますけれども、今回は10日になるかと思いたすが一般会計と含めまして私ども下水道関係の補正予算を提出しております。その中で約10億円近くの一般会計の繰り入れを見込んでいるわけでございますけれども、そのかたちの中で平成23年度末、これが平成18年度末332億9,200万円、この数字を超えない範囲で健全化計画を立てているというかたちで借換債をやっております。

そうした中で今現在の計画では約331億1,900万円程度が平成23年度末の起債残高にしたいという計画を立てております。平成27年度末で約304億5,600万円程度という見込みを今、事業計画の中で立てて進めている段階でございます。公債費比率で占める割合についてはちょっと私どもの方では計算しておりませんので、その辺はよろしくお願ひします。以上です。

総務部長 実質公債費比率の下水の構成でございますが、先ほど22.9と申し上げておりますが、その中でおおむね4.7程度、若干単年度と3年度平均と違いますのはっきりここには持ってきておりませんが、おおむね4.7程度ということでご理解いただきたいと思ひます。以上です。

笹木信治君 今お答えをいただいたのですが、もう少し詳しくお願ひしたいのですが。公債費ですが、繰上償還ということで取り組んでいるわけですが、この金利差ですか。新しく借りるのと返すのとで金利差はどのくらいでしょうか。

下水道課長 19年、20年、21年で約45億円くらいの借換債を予定しております。それで当初の利息と新しく借り換えたことによって利息を払うもの、すべて払うものの差額というものを、21年までは利息率が決まっておりますけれども概算の中ではじいた中では、大体11億2~3千万円経費が浮くという算定が出ております。よろしくお願ひします。

牧野 晶君 下水道に関してなのですが、トータルでもうちょっとで25年までの計画で整備が終わるわけですが、その後のこの会計はどういうふうになっていくのか。例えばまだ返済があるから今大体70億円くらいのものが徐々に減っていくという考えなのか。それともぼんと一気に減るのか。

それと新規の、要は下水道の工事が終わった後、公共料金は安いが一番という考えの方の



もと、例えば下水道料金を安くしていくその努力というのをやはり当然考えていると思うのですが、そういう点についてどういうふうと考えられているのか。全体的なことですし、答えづらい点があるかもしれないですが、今現在の努力の方法についてお聞かせいただければと思います。

市長 下水道事業会計のこれからの考え方ではありますが、建設が一応25年度に終わるということになりますので、それ以降なるべく早い時期に企業会計にもっていきたいとは思っております。状況としてですね。そういうつもりです。あとは企業部長の方でお答えいたします。

企業部長 整備が終わった後、今度は維持管理という問題が残ってきます。企業会計にしろ何にしろその維持していくというようなことで、資本的のやつは抜きにしても今現在で維持管理費等でやっている総務、それから農集等々の維持管理費は当然かかっていくと思います。そこらあたりを踏まえた中でみんな整備が終わったときに、再度また料金の方は今の180円がベースであるかないか。そこらあたりを踏まえて協議をしていきたい。それと流域の関係もありますので、そこらあたりも踏まえた中で料金はやはり決定をさせていただきたいと思っています。

ただ、今のがいかにも、新潟県でいえば中心的なところで維持しているそうですので、金額そのものが、だからそれが妥当であるかないか。再検証の場にもなるのではないかと考えています。今、明言をして安くちゃ安いほどいいなどという話を、いくらだことは明言されませんが、そういうかたちの中で運営をするべきではないかと考えております。

中沢俊一君 これは料金に関連してくることでありましようけれども、節水志向というのがどんどん進んでくるわけでありまして、これが当初の予定に比べてどの程度その水の使用料が、つなぎ込みと関連して読めているのか。これからそういう当初の料金設定に使用量、水の使用する量そのものが影響することがないのかどうか。少し聞かせてください。

下水道課長 今、議員がおっしゃられているように、恐らく各旧3町時代から下水道事業、その前に水道というようなかたちで大きな事業が始まってきておりますけれども、当然ながら下水道が始まった時期におきましてもまだ経済成長期ということで、全体像とすれば人口増、こういう下の中で事業が計画されてきた経過がございます。

そうした中で近年議会の方でもご報告しているとおり集水率、有効利用率が思ったように伸びない。つなぎ込みはそれなりにいっているのですけれども思ったより伸びない。節水気運を含めてそういう傾向があるということは、私ども常々申し上げているとおりでございます。

その傾向については今後も当然ながら見込まれますし、人口についても現在若干落ち始めております。今現在私どもがまた次の計画、今現在の長期健全化の関係でやっている中におきましても、その辺の数値を見込んだ中で今計画をし始めているということで、伸び率、人口等については少子化も含めた中で伸びてくるのが好ましいのですけれども、現実を見た中で健全経営を目指して今後やっていくという所存でございます。よろしく申し上げます。

岩野 松君 1点だけお聞かせ願いたいのですが。不納欠損額について先ほどの説明では、5件と7件と負担金及び分担金にあるというふうになりました。これは引き込みをされていた方の不納欠損金でというふうに考えていいのか。それとも、引き込みをしていない人でその次の収入未済額も随分ありますけれども、引き込みをしていない人の場合は払わないということはないのか。そこら辺の調査というかお聞かせください。

下水道課長 ただいまの質問の中ではいっしょくたんの質問なので、改めてきちんと説明をさせていただきますと、分担金と負担金につきましては、これはつなぎ込みであるなしにかかわらずのお願いするかたちであります。

それからできれば463ページ、464ページを見ていただきたいのですが、2款に関します使用料、手数料。使用料の方になりますけれども、こちらの使用料につきましては当然つなぎ込んだ方の料金の関係になります。不納欠損になります。ということで基本的にこの2番の不納欠損60万618円。これについてはつなぎ込んだ方々の使用した料金の不納欠損ということでございます。よろしくお願いいたします。

議長 この辺で質疑を終わりたいと思いますが、なかなかもう大綱から外れてきますので。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第88号議案は産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第16、第89号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第89号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。水道事業の決算につきましては収益的収支 これは税込みでありますけれども 総収益26億1,145万円。総費用23億8,549万円。差し引き2億2,596万円の純利益を生じ、資本的収支では収入23億7,669万円。支出37億8,507万円。14億837万円の財源不足を生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

なお平成19年度で企業債の補償金免除一括償還が認められ、平成19年度借換債の20年度償還元金は償還期間が短縮されたことなどで2,663万円の増となりましたが、利息に関しては1億1,342万円の支出の軽減となりました。

平成20年度末の給水人口は6万570人、前年度比383人の減。給水件数2万3,555件。前年度比8件の減。普及率は97.1パーセント前年度比プラマイゼロとなりました。

また、建設改良工事は配水管7,152メートルを実施し、うち老朽管布設替は3,157メートルを実施いたしました。

概要につきましては水道事業管理者に説明させていただきますので、よろしくご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

水道事業管理者　それでは決算報告書をお開き願いたいのですが、これは昨年度と組み方がちょっと違っております。昨年度は事業報告を先にした関係があって、各自治体のものを見ますとやはり決算が先だというようなことで事業報告が後ろにっております。そんなことで昨年度と比較したとき何だこれはというようなお話があらうかと思ひまして、今年からよその市町村に合わせたというようなことでございます。

それからうちの方の次にある病院会計もこの方式でやはりやっております。そんなことでうちの水道事業報告が先に来ていたのが、今までずっとそういうかたちでありましたが、ご了承願いたいと思っております。

それでは1、2ページをお開き願いたいと思ひます。収益的収入及び支出でございます。3条予算でございます。これは税込みで表現してあります。先ほど来、提案で申し上げましたように決算額2億6,145万円というようなかたちを得ることができました。これは営業収益、営業外、特別利益というようなかたちでっておりますが、営業収益は水道料そのものでございます。それから営業外収益で8億9,888万円というようなことでこれが高料金対策に伴う一般会計からの繰入額でございます。

その他利子が入ったりしておりますが、利子が2,770万円ほど。それからその他が5,718万円というような、これは特ダムの関係で、ダムの4,898万円納付金分を繰り出す関係でございます。これをひくくめて8億円という数字になっております。

それから13万6,000円ほどの一番下に収入であります。これは減価償却調整額の差益というようなことでございます。

それから支出でございます。先ほど来話がありました2億3,549万円というようなことの決算を得ることができました。このうち一番最後にありますが、62万3,876円というようなこと。これは主に3月議会であった不納欠損等を含んでおります。

3、4ページをお開きください。4条予算の資本的収入及び支出の部でございます。税込みでございます。資本的収入というようなことで2億3,669万円というような決算を得ることができました。ここは主に企業債がメインでございます。それから補償金というようなことで4,532万円ほどの数値、決算がのっておりますが、これは下水道合併施行分の補償金でございます。27件分でございます。それから補助金の欄に1,137万4,000円というようなかたちがのっておりますが、これは後山の紫外線施設整備の4分の1分でございます。

それから歳出でございますが、総体で3億7,507万円というようなかたちになっておりますが、これは建設改良、それから企業債償還金。償還金が主でございます。3億2,616万円ほどのかたちになっております。これは第一次拡張の工事費に充てた分でございます。

それから一番、3項で国庫補助金返還金というようなことで前年度の3万5,714円ほど出ておりますが、これは前年度分でございます。

それから財務諸表が5、6ページにあります。これにつきましては目を通していただいた

中で質問をいただこうかなと思っております。

それから6ページ、剰余金の部でございます。当年度純利益(3)でございますが2億1,469万7,728円というようなかたちで前年度繰越欠損金というものが1億8,128万205円ほどありましたが、それを差し引きますと3,341万7,523円という純利益が出ております。これを法でこのうちの20分の1を積みなければならないというかたちになっておりますので、この案が次のページの8ページですか。そこでこういう提示の仕方がいいか悪いかわかりませんが、3,341万7,000円の純利益に対しまして減債積立金を200万円ほど積もうというかたちで提案をさせていただきます。

その後、貸借対照表が出ております。これは税抜き処理でございます。それから事業報告、それから明細書、そのあと起債の一覧というようなかたちになっております。よろしくご審議のほどご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長 次に監査員の監査報告を求めます。

廣井代表監査委員 それでは平成20年度南魚沼市公営企業会計決算審査意見書。審査の対象であります。平成20年度南魚沼市水道事業会計決算。審査期間、平成21年6月30日から平成21年8月12日まで。審査の方法であります。審査は水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営内容を分析しました。審査に当たっては決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

次に審査意見であります。2ページ、3ページであります。

1 水道事業会計。本年度の業務状況については給水人口が6万570人で前年度に比べ383人の減少、給水件数も2万3,555件で前年度に比べ8件の減少となっております。また普及率は97.1パーセントと前年度と同率であります。配水管布設事業につきましては下水道関連工事、17号線バイパス関連工事、単独工事などで新設3,995.1メートル。老朽管布設替など3,157.3メートル、合わせて7,152.4メートルを実施しています。なお工事に当たっては下水道工事や道路工事に合わせた施工により経費の節減を図っています。また船ヶ沢配水池の投込式水位計、緊急遮断弁と操作盤の設置、後山簡易水道の紫外線処理施設の築造、畔地浄水場浄水池の防水改修工事などを行っています。

(1)の利用概況ですが、年間総配水量は836万3,678立方メートルで前年度に比べ9万9,616立方メートル1.2パーセントの減で前年度に引き続き減少しています。年間有収水量は681万8,333立方メートルで前年度より10万5,281立方メートル1.6ポイント増加しており、有収率は81.5パーセントと前年度より2.2パーセント上昇しました。この要因は、冬季精算分の増加、老朽配水管更新などにより漏水対策が主な要因で

あります。また、施設利用率は33パーセントで前年度に比べ0.3ポイント、最大稼働率は40.4パーセントで1.2ポイントそれぞれ下降しました。

(2)経営状況。本年度の事業損益を見ますと総事業収益が25億2,352万円。総事業費用が23億882万円で2億1,470万円の純利益となり前年度からの繰越欠損金1億8,128万円を差し引いた当年度の未処分利益剰余金は3,342万円であります。この純利益をもたらした大きな要因は、他会計からの繰入金が増と19年度に企業債の高金利分の借換えによる利息軽減が主な要因であります。

収益率については総収益と総費用の対比により収益性を示す総収支比率は109.3パーセント、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は109.3パーセント、営業の能率活動を表す営業収支比率は109.2パーセント、人件費対料金収入比率は7.1パーセントとなっています。

次に資金繰りを表す比率を見てみますと、200パーセント以上が望ましいとされる流動比率は816.8パーセント、100パーセント以上が望ましいとされる当座比率は806.2パーセント、20パーセント以上が望ましいとされる現金預金比率は735.8パーセントといずれも前年度よりは下降していますが、望ましいとされる比率を大きく上回っています。

また、料金収入に対していくらの企業債元利償還金があるかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は247.3パーセントとなっていますが、高利率企業債の繰上償還分22億8,473万円が含まれています。例年の企業債元利償還金で見ますと113パーセントで前年度より6.5ポイント下降していますが料金収入を大きく上回っていることに変わりありません。

(3)のまとめですが、給水件数、給水人口の減少、節水意識の向上などから年間配水量は前年度を下回り、施設利用率も前年度を下回る33パーセントとなりました。一方有収率は冬季清算の増、漏水対策などにより81.5パーセントと前年度より2.2ポイント改善されています。また高利率の企業債一括繰上償還による低利率の企業債に借替えたことにより支払利息の軽減が図られています。

有収水量の増加、経常経費の減少により給水原価が前年度より32円58銭下がり、供給単価との逆ザヤが88円54銭となり、前年度より31円27銭縮小しました。しかし、高料金の要因となっている過大な施設投資による経費負担、企業債償還、減価償却費など大きな負担は今後も続くと思われます。加えて21年度から開始される浄水場の中央監視装置の更新は訓示の補助対象となり費用負担の軽減が図られるものの、各施設の更新、修繕が見込まれる中で今後も厳しい経営状況が続くものと思われます。

今後も人口減、不況の中での節水意識の高まりや節水器具の普及など大幅な有収水量の増加は期待できないと推測されます。老朽管の布設替え、下水道への接続促進など有収率の向上に努めるとともに、投資の厳選、高利率企業債の借換えなどコスト、経費の縮減と業務の効率化を図り、経営健全化に一層の努力を望みます。最大の使命であります良質で安全、安心な水の供給に努めていただきたいと思います。

なお6ページから17ページまで業務状況、予算執行状況、経営状況、財政状態それと経営分析表が付いておりますけれども、後ほどお目通しをいただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 質疑を行います。

中沢俊一君 特殊な要因が重なっていい成績が出たなと思っておりますが、ただ、収入の中で高料金対策の繰入金が30パーセントを超えているわけでありまして。これは国の繰入基準が変化してくるとこの比較も変わってくるわけでありまして、何せこれだけ高い比率に依存している中でありましてけれども、過去の繰入基準の変化であるとか、差し支えなければこれからの見通しなどについて教えていただきたい。

水道事業管理者 高料金に対しましては今年がピークくらいだと思います。それから年々下がっていくのではないかなと思っております。ただ、この水道というのは高料金だけではなくて他の要素の繰入基準というのがまたほかにありまして、その中の一角が高料金というかたちになっております。そんなことを踏まえた中でやはり料金に反映をしないためにはあらゆる手だてを講じる必要があるという見方をしております。ただ、これも財政あつての水道ですので、まあまあこちらの要求どおりにみんなできる問題もなかるうとは思いますが、できるだけ協議をした中で料金に反映しないようなかたちで繰り入れ 以外の繰り入れというわけにはいきませんので、そこらあたりを踏まえた中でやっていかななくてはならないなと思っております。答弁になったかならないかわかりませんが、今年がピークで年々下がっていくと。減価償却と同じかたちになっていくなど。よろしくをお願いします。

牧野 晶君 ちょっと先ほどすればよかったのですが、似たような話になるわけですが、今現在11月まで半額をやっているわけですが、私は6年間にしばられた水道料金半額の公約というのをある意味守られた、市長は守ったというような話も私のところへ飛んでくるわけです。それを踏まえて先ほどの答弁のように今後は従量料金をいろいろやっていきたいというふうに思われているのかどうなのか。その点、公約を守った、その次はまたその次で別の考えとしてやっていくという考えなのかどうかについて、市長に聞いてみたいと思いますが、その点をお願いします。

市 長 今回の処置は暫定的なものでありますし、限定的でもあります。ですので、先ほど申し上げたとおりこの結果を見たり、あるいは経営状況をまた勘案した中でこの11月以降、12月以降となりますか、これについてどうやっていくのかというのをこれからまた考えなければならないわけでありましてけれども。先ほど触れましたように、下げることは下げれば一番いいわけです。基本料金も従量部分もですね、下げられればいいのですが、そう簡単にどんどんとは下げ得ない。ただ、一度もう私が申し上げたときより1回下げて、今回2回目ということになるわけですね、基本料金だけでは。ですから公約云々ということについて今さら私がいろいろ申し上げるまでもありませんけれども、このことは私がこの職に在る限りは恒久的な使命だというふうに考えておりますので、極力やはり料金を下げる努力をしていくと。これからもですね。そういう思いで今取り組んでいるところであります。以

上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第89号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第17、第90号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第90号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。深刻な医師不足の中、大和病院では医師の確保に全力で取り組みましたが、医師不足を解消することができず、思うような成果を得ることができませんでした。

また、城内病院ではご承知のように11月に院長が突然退職し、その後は非常勤の医師に頼らざるを得ない状況となり収入が落ち込む結果となりました。

まず収益的収支であります。収入では税抜き37億4,367万円、支出は38億6,388万円で単年度の純損失は1億2,021万円となりました。これに前年度の繰越欠損金を加え繰越欠損金総額は14億8,822万円としたところであります。

次に資本的収支であります。収入では税込み1億7,729万円、支出では2億5,523万円となり7,794万円の不足が生じました、が過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。概要につきましては大和病院事務長に説明をさせますので、よろしくご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務長 それでは概要を説明させていただきます。まず10ページをご覧くださいと思います。ここに事業報告書がございますけれども、今市長が申し上げましたので医師不足云々は省略をさせていただきますが、一つここで大和病院の下の方にありますけれども、今回昨年度と比較する場合に訪問看護ステーションの会計を病院事業の方に20年度は組み込みましたので、その部分が例えば人件費で見ますと正職員7名プラス臨時職員2名、9名分が入っております。そういうことを冒頭申し上げてご覧をいただきたいと思えます。

それでは最初の決算報告書1ページ、2ページをご覧くださいと思います。平成20年度南魚沼市病院事業の決算報告書、税込みでございます。収入、病院事業収益でございますが、決算額 これは大和病院、城内病院合わせたものでございます。37億6,696万9,000円でございます。支出の病院事業費用でございますが、38億8,594万4,000円でございます。項につきましては後ほど詳しく説明させていただきます。

それから(2)の資本的収入及び収支でございますが、資本的収入、決算額が1億7,729万7,000円でございます。主に繰入金、企業債繰入金でございます。それから支出の資本的支出でございますが、決算額が2億5,523万8,000円でございます。

次にめくっていただきまして財務諸表がございます。これは損益計算書、税抜きでござい

ます。今ほど市長が申し上げましたが、一番下をご覧いただきたいと思います。特別損失、当年度の純損失1億2,021万1,000円を加えますと14億8,821万6,977円に当年度末の欠損金になったわけでございます。その内訳が大和病院が10億1,488万3,000円でございます。それから城内病院が4億7,333万円でございます。これはそれぞれ資料の方の51ページ、53ページに大和病院の分、あるいは城内病院の分として別々のものがのせてございますのでそちらを後ほどご覧いただきたいと思います。

それから7ページ、8ページに貸借対照表がございますが、記載のとおりでございます。税抜きでございます。

それから9ページ、10ページ、事業報告。先ほど見させていただきました。その次に11ページ、12ページが議決事項ですとか行政官庁の許可事項、それから職員に関する事項がございますが、職員に関する事項一番下をご覧いただきたいと思います。今年の3月31日現在で大和病院が205名、それから城内病院が18名、合計で223名となっておりますが、条例の定数は合わせて255名でございます。

次をめぐっていただきまして、13ページ、14ページ各病院の業務量がございます。大和病院入院患者、それから下の方に療養病棟の入院患者がありますが、療養病棟というのは入院の中のうち数でございます。以下城内病院も同じうち数でございますのでご覧をいただきたいと思います。15ページまでに入院患者が書いてございます。16ページは外来の患者が書いてございますのでまた後ほどご覧をいただきたいと思います。

17ページ、18ページをご覧いただきたいと思います。ここで款、項ごとに大和病院と城内病院と別々に申し上げたいと思いますので、ポイントだけさせていただきます。大和病院のこれは事業収益でございますが、全体で33億1,682万3,000円でございます。その中のほとんど93.6パーセントを占めるのが医療収益ということになっておりますが31億352万円でございます。病院事業収益は昨年に比べて一番右をご覧いただきたいのですが、2.2パーセント伸びました。医療収益は1.8パーセント伸びております。介護保険は6,364万9,000円でございます、これは伸び率が非常に多くなっていますが、先ほどの訪問看護の関係が20年度から入ったということで数字が膨らんでおります。

医業外収益でございますが、1億4,965万円ということで、これは一般会計からの繰入金金が主体でございます。特別利益はございません。

費用の方でございますが、全体で33億9,926万円でございます。昨年よりも1.8パーセント伸びております。医業費用、これが97.7パーセントを占めるわけでございますが、33億2,006万円ということで3.4パーセント伸びております。ですから収益も伸びましたけれども費用も伸びたということでございます。その医業費用の中で最も大きい比率が給与費でございますが、21億7,295万円ということで全体の63.9パーセントを占めております。

ひとつここで申し上げたいのは医業収益　ここでいいますと医業収益とそれから介護保険収益になりますけれどもそれを分母としまして、それから給与費これを分子。要するに人



件費の比率でございますが、大和病院では68.6パーセントでございます。68.6パーセント。稼いだお金の人件費に68.6パーセント充てられるということでございます。一般的な自治体病院で病院の改革プラン等がありますが、目標値が52パーセントです。ですから非常にその部分が高くなっているというのは、一つは公務員の給与体系というのがあります、どうしても年齢を重ねると給与が多くなるという、そういうものが今反映されていると思っております。

あと医業外費用が7,903万円でございます。特別損失が過年度損益の修正損が16万2,000円ございまして、当年度の純損益が8,244万2,000円の赤字でございます。かなりいろいろな部分で医師の確保、あるいは経費の節減等を努力はしたつもりなのですが、力及ばずにまた赤字となってしまいましたので申しわけございませんでした。

それから右のページ、18ページをご覧いただきたいと思えます。城内病院でございます。病院事業収益が4億2,684万円ございまして、昨年に比べたら92パーセントでございます。その中の医業収益が3億8,971万円、91.4パーセント。途中、常勤の医師が辞められたということが大きく響いていると思っております。介護保険が2,067万円。医業外収益が1,646万円、特別利益はございません。そこにゼロが落ちておりますが、ゼロを記入いただきたいと思えます。

病院事業費用の方でございますが、全体で4億6,461万円ということで費用も抑えて前年に比べたら98.9パーセントということでございます。医業費用が4億5,236万円、給与費が2億2,342万2,000円ということで、これはどうしても非常勤の医師を多く頼むわけですので、常勤の医師よりも非常勤の医師を細切れで同じくらい頼みますと効率が悪いといえますか、どうしてもお金が余計かかります。そういった部分が大きく響いていると思っております。それから医業外費用が1,225万8,000円、特別損失はございません。純損益が3,776万9,000円ということでございますが、私はかなり医師がいなくてばたばたした割には、非常に良い成績が残ったのではないかなというふうに思っております。

それから次の19ページ、20ページに書いてございますが、契約の状況等ですのでご覧いただきたいと思えます。記載のとおりでございますが、一時借入金というのがございます。20ページの方ですが、両方大和病院とも城内病院で計で6億3,000万円でございます。説明は以上でございます。

議長 次に監査員の監査報告を求めます。

廣井代表監査委員 それでは先ほどの審査意見書をお願いしたいと思えます。審査の対象につきましては平成20年度南魚沼市病院事業会計決算。審査の期間並びに審査の方法につきましては先ほどの水道事業会計の決算と同じでありますので省略します。

審査の結果ですが、審査に付されました病院事業会計の決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

次に4ページをお願いしたいと思います。病院事業会計。本年度の業務状況については入院業務は前年度と同じく一般病床182床、療養病床42床で外来業務は月曜日から土曜日までの週6日制でそれぞれ業務を行ってきました。大和病院では内科医師2名、整形外科医師1名、口腔外科医師1名を常勤で確保できましたが、また内科医師1名、眼科医師1名の大学への引き上げ、小児科医師の非常勤化により結果として医師不足の解消はならず、他からの医師の応援を求めることとなりました。

高額医療機器等の整備につきましては、大和病院でデジタル超音波診断装置、心電図マネージメントシステム、X線テレビシステム、生体情報モニター等を導入しています。

利用状況ですが、今年度の延べ利用患者数は24万1,294人。前年度より4,196人、1.7パーセント減で、このうち入院患者数は6万7,795人。前年度より3,021人、4.7パーセント増となっています。入院患者は一般病床が5万3,030人で前年度より1,974人、3.9パーセント増。病床利用率は79.8パーセント、療養病床が1万4,765人で前年度より1,047人、7.6パーセント増。病床利用率は96.3パーセントとなっています。

外来患者数は17万3,499人で前年度より7,217人、4パーセント減と大幅に減少しました。また、1日平均の入院患者数は185.7人、前年度より8.7人、4.9パーセント増。外来患者は602.4人で前年度より22.9人、3.7パーセントの減となっています。

経営状況ですが、本年度の経営収支を見ると事業収益は37億4,367万円、事業費用は38億6,388万円、差し引き1億2,021万円の純損失を計上しています。この純損失に前年度からの繰越欠損金13億6,801万円を加えた当年度未処理欠損金は14億8,822万円となっています。

一方、医業収支は、医業収益が35億7,756万円、前年度より5,411万円増、医業費用が37億7,243万円、前年度より1億577万円の増となり、医業損失は前年度より5,166万円多い1億9,487万円となっています。

企業債は、本年度大和病院で高利率6.6パーセントの企業債繰上償還966万円を含め1億6,642万円を償還し、新たに2口2,660万円の新規借入れを行っています。未償還残高は前年度末より1億3,982万円減の10億2,767万円となっています。城内病院では本年度の償還額1,896万円、完済となりました。企業債は大和病院の23件10億2,767万円となっています。また一時借入金の年度末残高は大和病院で前年度より8,000万円多い4億3,000万円、城内病院で前年度より2,000万円多い2億円、合わせて6億3,000万円となっています。

各種分析比率については、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果を現わす比率は96.9パーセント。経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は96.9パーセント。病院固有の事業にかかわる医業収支比率は94.8パーセント。医業収益は前年度より5,411万円の増となっているものの、非常勤医師の賃金、給与費などの医業費用が前年度より1億577万円増えたことにより各比率はそれぞれ下降しています。

次に資金繰りを表す比率についてみると、短期債務の支払い能力、資産の流動性を見る流動比率は200パーセント以上が望ましいとされていますが、77.2パーセント。当座資金と流動負債を対比する当座比率は100パーセント以上が望ましいとされていますが、71.1パーセント。当座資金の調達運用が円滑であるかの現金預金比率は20パーセント以上が望ましいとされていますが、6.8パーセントとなっており、各比率は望ましいとされる数値を下回っています。

まとめとしまして、大和病院では内科医師2名、整形外科医師1名、口腔外科医師1名の常勤医師を確保できたものの、内科医師1名、眼科医師1名の大学への引き上げと小児科医師の非常勤化により医師不足の解消はならず、外来、入院業務に制限を余儀なくされるなどの状況から、経営面にも大きな影響が出る結果となりました。介護保険収入を含む医業収入は当初計画より1億7,538万円の減収で、医業費用も9,349万円減ったものの医業収支は当初計画より8,189万円の減となり、1億8,390万円の損失となりました。

城内病院では常勤医師2名と非常勤医師の応援を得ながら入院、外来、訪問診療、リハビリテーションの充実を図り経営の安定に努めてきました。11月に突然の常勤医師の退職があり、診療体制確保が危ぶまれましたが、大和病院、南魚沼市医師会、関係医療機関の支援により地域医療の確保に努められてきました。その結果介護保険収入を含む医業収入は当初計画より9,604万円の減収、医業費用も6,217万円の減となったものの医業収支は当初計画より3,387万円の減となり、4,598万円の損失となりました。

両病院とも常勤医師の欠員とそれをカバーする非常勤医師の増加により、入院、外来診療の一部制限などせざるを得ず、加えて非常勤医師が故に勤務時間の制限などが生じる反面、賃金や旅費などの経費がかさみ効率の悪い運営が余儀なくされているところではありますが、現状の病院機能を守るためには致し方ない状況とと思われます。医師の確保も全国的な医師不足の中で、非常に難しい環境にあると思われませんが、医師確保がまた経営改善のための必須条件とも言えます。

また、平成18年度に利益剰余金を取り崩し減額した累積欠損金も、現在15億円にらんとしており危惧されるところであります。病院の改革プランも立てられ、いろいろな角度から検討がなされると思われませんが、地域医療を守るための一層の努力を望むところであります。

18ページから28ページまで先ほどの業務状況から経営分析までありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。簡単ですが以上で審査にかえさせていただきます。

議長 質疑を行います。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。なかなか厳しい状況ではありますが、それらを解消するために改革プランを作られて、今、努力をされていると思えますけれども、医師それからベッド数等を1.5倍にしたいということと、それから経営形態の見直しをしたいということで、核心はそこだと思っておりますけれども、今現在の経営形態の見直しという部分についてどの辺まで議論が進まれているのかをお聞きいたします。

大和病院事務長 経営形態の見直しの今の進捗状況ですね。これは今、経営形態の病院改革プランは20年度に作成しなさいということで、20年2月、今年の2月に作成をいたしました。そのときに経営形態の三つの柱があったわけですが、その中の経営形態の変更につきましては企業会計の全部適用にするのか、あるいは地方独立行政法人の非公務員型にするのか、その二つを念頭に検討を重ねたり、あるいはいろいろ意見を聞いたりしながら進めましょうということになっております。それからちょっと資料をとったり勉強するところですが、これといってまだ勉強会をやるとか、意見交換会をやるとかということには至っておりません。これからちょっとまた今年度の決算だとかそういったものを分析したり、あるいは医師の確保策をもうちょっとまたきちんと練り上げたりしながら検討に入ろうかと思っております。

佐藤 剛君 2点お伺いいたします。まず決算書の資料の部分なのですが、12ページに職員に関する事項がありますが、この中でリハビリの関係の職員が増加になっていきます。私はこれからの予防医療とか病後のケアを考えると、この増員というのは非常にいいなというふうに思うのですが、増員になったその効果等が、数字的なものでなくて結構ですのでありましたら。もしくはこれからのそういう見通しというか、そういう明るいところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1点が先ほどちょっと総額だけちょっと触れていただきましたけれども、一時借入金があります。大和病院の場合は4億3,000万円ということでありまして、欠損金が15億円にならんとしている中ですので、その資金運用は大変難しいところだとは思っておりますけれども、この一時借入金18年度ごろから比べますと1億円以上多分増えています。医師が確保できなければということだけ言っていただけないと思っておりますので、この辺の考え方がありましたら教えていただきたいと思っております。

大和病院事務長 お答えいたします。前段のリハビリの職員の件ですが、これは臨床心理士といたしましてそういう職種の人を採用いたしました。これは院長が精神科の医師ですので、高次脳機能障害といたしまして交通事故だとかそういった脳に障害をもたれた人のリハビリ。今までやっていたリハビリというのは、内科系のリハビリですとか、あるいは整形外科の関係のリハビリですとかそういったものを、作業療法士あるいは理学療法士が主体となってやっておりました。それに今度は脳の障害といたしましてそういったものにそれが単独ではなくて内科系とかあるいは整形系とも絡むのですけれども、そういうものを含めたこれからの高齢社会ですとか、あるいはまた視野を広げることによったりリハビリの効用といたしまして、そういうものを新しい分野でやっていけると思っております。人数も増えておりますし効果は出ていると思っております。

それから後段の一借りの1億円増えた、そのとおりでございますが、一つは一借りも早くなるべく解消していただいてそれから何ていいますか、取り回しが楽になるといいますか、資金運用が楽になるようにしたいということで、一つは歳入を増やすということで医師の確保です。医師の確保、あるいは今言った新しい分野の収入を伸ばすということなのですが、も

う一つは経費の節減です。ここの表には出てこなくて、また委員会等で詳しく説明させていただきますが、実は訪問看護の会計がここへ入ったということで余りよくわからないのですが、医業収益というのはそんなに伸びていないのです。ただ、その経費の節減がちょっと良かったと思っているのですが、そういうその経費の節減。例えば人件費ですとかあるいは給食のここには委託という問題もあります。給食の委託は2年間でやってきたのですが、5,000万円からの効果が2,000万円、3,000万円とかそういうことで、私が試算したところ5,200万円くらいの効果があったような気がしますので、そういう経費の節減等も含めて収入を伸ばす方法、あるいは歳出を削る方法、そういったものを含めて健全化に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 ただいま議題となっています第90号議案は社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

議長 日程第18、第91号議案 財産の取得について(教職員用コンピュータ及び周辺機器)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 第91号議案 財産の取得についてご説明を申し上げます。6月定例会の一般会計第2号補正の中で、リースから買取りに組替えをお認めいただいた、小中学校の施設整備等整備事業である教職員用コンピュータ及び周辺機器を取得するにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当することから、本財産の取得につきまして議会のご同意を賜りたいものであります。

議案の方に移りますが、1の取得する財産の表示でございます。(1)種別は教職員用コンピュータ及び周辺機器であります。(2)取得数はパソコン485台、デスクトップ型が20台、ノート型が465台及び周辺機器でございます。2の取得の方法でございますが、制限付き一般競争入札でございます。3の取得の価格であります。3,669万7,500円でございます。4の契約の相手方でございますが、合資会社平井時計電機店を代表者とする議案記載の15社で組織する南魚沼市電機商組合でございます。

6ページ、7ページをご覧いただきたいと思っております。パソコン及びUSBフラッシュメモリなどの仕様が表示されております。

9ページをお願いいたします。入札調書でございます。市内に本社を有する社で用品入札参加資格申請を提出した方々の自主結成をした組合や団体を参加要件といたしまして8月11日、入札を行ったところ7つの特定共同体から応札がありました。その結果税抜きで3,495万円、落札率69.88パーセントで南魚沼市電機商組合が落札となったものでございます。

3ページに戻っていただきまして、物品購入仮契約書が添付されておりますのでご覧ください。以上で財産の取得について説明を終わりますが、よろしくご同意を賜りますようお願い

いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第91号議案 財産の取得について(教職員用コンピュータ及び周辺機器)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第91号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第92号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第92号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。歳入につきましては普通交付税等の決定に伴う増額4億7,456万円。光ファイバーを布設する地域情報通信基盤整備推進事業交付金2億6,000万円。同事業等に対する地域活性化公共投資臨時交付金4億7,100万円。除雪費に対する新たな地方道路交付金1億860万円。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金2億5,582万円。及び前年度繰越金の留保分1億8,407万円等。

歳出につきましては光ファイバー布設工事費等7億8,049万円。小規模特別養護老人ホーム設置等の介護基盤の緊急整備に対する補助金等2億7,334万円。子育て応援特別手当交付事業5,827万円。可燃ごみ処理施設脱臭設備設置工事費4,300万円。及び県の基金を受けて実施する各種の雇用創出事業4,417万円。年末に向け再度プレミアム商品券を発行するための補助金5,000万円。及び補助事業等の決定に伴う必要最小限の過不足額を計上したところであります。

また、下水道会計の起債残高を削減するため合併振興基金の繰替運用9億6,000万円を原資として下水道会計繰り出し、繰上償還を行うことといたしました。剰余額につきましては極力財政健全化を図るため財政調整基金繰入金の減額にあて、3億5,000万円を皆減するとともに借換債を3億1,500万円削減いたしました。

以上により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億2,414万2,000円を追加し、予算総額を324億405万円とするものであります。詳細につきまして総務部長に説明させますのでよろしくご審議の上決定を賜りますようお願い申し上げます。

総務 部長 第92号議案 平成21年度一般会計補正予算3号についてご説明を申し上げます。22、23ページをお開きください。事項別明細書3、歳出からご説明を申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費では職員費で地方公務員災害補償基金助成事業としてメンタルヘルス研修会の講師謝礼並びに表彰条例に基づく被表彰者の増にかかる経費の計上でございます。

3目電算対策事業費、7億8,049万円は今ほど市長が申しあげました国の経済対策を活用いたしまして六日町、塩沢、後山、辻又を除くすべての地区に光ファイバーを布設し、その回線をNTTに開放することにより市民が光ファイバーによる高速インターネットを利用できる環境にするための工事費の措置でございます。

7目企画費、大河ドラマ天地人プロジェクト推進事業費では300万円の減額ですが、兼続公まつりにキャストの招へいがかなわなかったものによるものであります。

2項1目賦課徴収費の賦課徴収管理費では、法人市民税の還付金及び加算金で500万円の補正でございます。

24、25ページをお願いします。3款民生費、1項2目心身障害福祉費でございます。心身障害福祉一般経費では計上もれがありました建築物の定期検査料に7万3,000円。過年度国県補助金等返還金で障害者自立支援給付費国庫補助金1,106万2,000円、同じく県負担金550万9,000円、その他5件の返還金でありまして、合計2,229万4,000円の予算措置でございます。

3目の老人福祉費では2億7,811万9,000円の補正増でございますが、その大きなものは介護基盤緊急整備等事業の2億7,334万2,000円でございます。説明欄にありますように、延べ床面積が275平米以上でスプリンクラーが未設置のグループホーム5カ所に対して、国の10分の10の交付を受けて、1,752万2,000円の補助を行うものでございます。また、県の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金、これも10分の10でございますが、小規模特養1カ所、グループホーム2カ所、小規模多機能型居宅介護事業所1カ所の施設整備に対する補助金1億9,467万円。新規開設までの準備経費に対する補助金4,440万円。定期借地権設定にかかる補助金1,675万円の計上でございます。

26、27ページをお願いします。1目子育て支援費ではそれぞれ過年度国県の補助金の返還金でございます。2項3目児童福祉施設費では、常設保育所管理運営費で過年度の特別保育事業国県補助金の返還金72万円。認定外保育施設補助事業費として未就園児童保護者の育児支援のため一時預かり事業の国県の3分の2を補助を受けまして510万3,000円の補助を行おうとするものであります。

次に4目の子育て応援特別手当交付金事業であります。国の一次補正を受けての21年度版でございまして平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでのお子さん一人につき3万6,000円を支給する事業でございます。この予算では該当者を1,530人とみまして、その交付にかかる事務費を含め10分の10であります。5,827万8,000

0円でございます。

28、29をお願いします。3項1目生活保護費総務費、生活保護費一般経費、251万2,000円でございますが、国の住宅手当緊急特別措置事業10分の10でありますけれども、離職者等で住宅に困窮されている方に住宅手当、予算では2万8,000円、6カ月で9人を想定しておりますが、の支援をする事業でございます。

4款衛生費、1項2目健康診査事業費では、住民健診事業費として709万円の計上でございます。感染症予防事業国庫補助金10分の10であります。公費負担により女性特有のがんであります乳がん・子宮がんの検診を受けていただくという事業でございます。補正額709万円でございますが、子宮がんが20歳から40歳までの5歳刻み1,600人ほど、乳がんが40歳から60歳までの5歳刻み2,000人ほどの対象者に、クーポン券を発行して検診の受診をお願いするものでございます。4目医療等対策費では病院事業対策費として、1,000万円を病院事業会計に繰り出しまして城内病院の修繕等に充てるものであります。

30、31ページをお願いします。4款2項1目環境衛生費では、地元の要望を受け旧新堀新田埋立地の安全のための防護柵設置の費用でございます。3項3目のし尿塵芥処理施設費では可燃ごみ処理施設整備事業として脱臭設備設置工事を行うための費用計上でございます。4項1目上水道費でございますが、高料金対策補助について国の資本費の基準額が2円変更になったため繰り出しの増となるものでございます。

5款労働費、1項労働諸費でございますが、3目被災地域緊急雇用創出事業では32、33ページにわたり健康支援事業を始め六つの事業が記載されておりますが、それぞれ事業執行していく中での人員の配置の変更や単価の引き上げ等がございまして、その調整の補正を計上させていただいております。なお最後の丸の大和町史資料収集事業は、その下の雇用創出事業に振替をさせていただくための減額でございます。

4目雇用創出事業費でございますが、県の緊急地域雇用創出特別基金事業の活用事業といたしまして説明欄にありますデータ作成委託394万9,000円。これは要援護者の部分でございます。それから大和町史資料収集業務委託254万6,000円。GIS整備業務委託1,934万6,000円。これは道路の情報の部分でございます。その他墓地台帳のリニューアル、検診受診率向上対策、廃校小学校区記念誌編さん、保育所環境パトロール、戸籍関係届出書の整理、口座振替データベース化、公営住宅台帳のリニューアル、戸籍検索事業など10分の10補助で取り組むものでございまして、この補正にかかわる新規雇用は任用期間が6カ月未満という制約はございますが36人程度になるものであります。

次に6款農林水産事業費、1項2目農林振興費ですが、農業機械設備整備事業でJAしおざわさんに新技術支援補助金として465万円でございます。これは種籾の温湯 温かいお湯と書きますが 温湯消毒施設であります。

34、35ページをお願いします。一番上、3目畜産振興事業費でありますが生産性向上リース事業が県単から国の事業になったことからの減額でございます。4目農地費では、農



業集落排水事業対策費として下水道事業に9,456万1,000円の繰り出しでございます。

2項林業費、1目林業振興費であります。森林整備加速化・林業再生事業費3,325万円は中之島小学校学校林にかかる間伐。それから造林作業道の工事費等であります。その下の林道開設事業は事業にかかる請け差を組み替えたものであります。

7款1項商工費、1目商工振興費、商工業振興補助事業5,000万円ではありますが、地域経済の活性化を目的としたプレミアム付き商品券事業の第2段として、発行予定額3億円、プレミアム分20パーセントの補助事業の補助を行いたいものでございます。

36、37ページをお願いします。8款土木費、2項3目土木橋りょう除雪事業費ではありますが、歳入で地方道路交付金が1億860万円決定になったということで財源更正をさせていただくものでございます。4目道路橋りょう新設改良費では説明欄の真ん中の丸、地方道路交付金事業で新沖上線等の委託料増に712万円。市道改良工事に250万円。二日町川窪線、三郎丸雲洞線の物件補償費に4,400万円の計上でございます。

次に38、39ページでございます。4項2目都市計画事業費でございますが、二つ目の丸で公共下水道事業対策費として8億6,771万5,000円を繰り出ささせていただきたいものであります。先ほどの6款農業費のところ9,456万1,000円の繰り出しをお願いしておりますので、合計9億6,227万6,000円の繰り出し補正をお願いをし、下水道会計において主に借換債を発行しない繰上償還の財源とするものでございます。

9款1項消防費でございます。1目常備消防費の消防水利整備事業で、地元では消火栓対応ということで耐震貯水槽の事業中止による工事費が750万円の減額。それから消防庁舎改築事業費で買収予定地にある物件補償費として3,290万円をお願いするものであります。3目防災費では、防災一般経費が1,053万3,000円ではありますが、防災無線の再免許の関係で81万3,000円。そして40ページ、41ページをお願いします。災害時の緊急告知ラジオの導入を図ろうということで、それにかかる経費972万円を計上しております。これはFMゆきぐにさんを通じてEWS信号と呼ばれる信号を送信いたしまして、例えば行政区長さんや福祉施設などに、この事業で設置をする緊急告知ラジオのスイッチが自動的にオン状態になりまして、大きな音響でFMを通じて情報が受信、あるいは送信できるというものでございます。防災行政無線やFMの緊急割り込み装置と合わせて非常時に機能するよう計画をしていくものでございます。

10款1項教育総務費でございます。1目の教育委員会費では問題を抱える子ども等の自立支援事業として県の委託金を利用しまして、不登校・いじめ・児童虐待などの課題に実践研究を行うための費用でございます。なお各項目で臨時賃金の、この後でございますが計上されておりますけれども単価改定による差額分が計上されております。

2項小学校費、1目の小学校教育運営費では、下段の丸小学校事業運営費に教育備品購入として200万円であります。これは国の補正関連で整備充実経費が計上されたため、市の単独から補助に切り替え増額するものでございます。

42、43ページをお願いします。3項1目中学校教育運営費、中学校授業運営費90万

円。これも今ほどの小学校と同じことでございます。

4項2目認定こども園整備事業であります。建設事業費として387万4,000円です。これは建設に際し開発行為にかかる部分並び建設に伴い撤去する大和中の旧寄宿舎の部分に、ダイオキシン、アスベスト等の調査を委託するためでございます。

5項2目公民館費でございます。公民館事業として20万円。人数の関係で学童の保育ができない部分を放課後子ども教室推進事業により対応するものでございます。

4目文化行政費では、一般経費の中で今泉博物館の収蔵品を整理する委託業務を行っておりますが、もう6カ月延長させていただいて年度内で整理を完了させようというものでございます。その下、文化振興補助事業費でございますが、歳入で八海醸造様からご寄付をいただいた150万円を白の世界文化村に補助金として支出をするものでございます。5目文化施設費では、塩沢公民館の大規模改修の設計委託でございます。

44、45ページをお願いします。6項保健体育費、2目体育施設費では、芝刈機を購入したいというものでございます。それから体育施設管理委託事業費は、すば一く塩沢の施設移管にかかる組替えでございます。

12款公債費では中ほどの財源内訳の構成でございまして、元利償還の財源中、地方債を減額いたしまして一般財源を充当するというものでございます。

13款諸支出金であります。土地の購入費といたしまして旧六日町病院跡地及び昨年度で廃止されました埼玉県深谷市の山の家の部分 坂戸にございますが、それを深谷市様から譲渡を受けるためのものでございます。立ち木購入につきましては営林署から購入ということで分取割合の20パーセントの分でございます。

14款予備費につきましては4,971万6,000円を計上させていただくものでございます。以上が歳出の分でございます。

12、13ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。8款1項1目地方特例交付金でございますが、児童手当特例交付金が決定をいたしました減額で、三角で122万7,000円。減収補てん特例交付金では記載のとおり増額決定をされております。

それから8款2項1目の特別交付金46万6,000円でございますが、平成19年から21年度までの3年間に減収補てん分の経過措置として交付しているものですが、決定額と既決定額の差を計上させていただくものであります。

9款1項1目、地方交付税4億7,456万円でございますが、交付決定額が91億5,456万円ということになりましたので、その差額を計上させていただくものでございます。

12款1項4目商工使用料でございますが、伝世館の使用料に300万円を追加計上させていただきたいというものでございます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金でございますが、地域活性化・公共投資臨時交付金は地域住宅交付金分として300万円。それから先ほど申し上げました光ケーブルの関係のかさ上げ分で4億6,800万円。それからもともとの光ケーブルの基本

的な補助の部分が2億6,000万円ということでございます。それから2目民生費国庫補助金は、主なものは歳出で申し上げました子育て応援特別交付金、グループホームへのプリンクラーの設置の部分でございます。3目の衛生費は女性のがん検診に対する部分でございます。

14、15ページをお願いします。下の方にいきまして7目で教育費交付金は歳出で申し上げました備品の部分でございます。14款2項県補助金、2目民生費の部分で、1節の社会福祉費では60万円ではありますが、精神障害者の家族に対する支援ということで圏域の家族会の会場費の支援、塩沢勤労者トレーニングセンターのトイレの改修に対応するものでございます。なお、そこに補助率が4分の3と記載をされておりますが、10分の10でございますのでご訂正をお願い申し上げます。それから2節の特例交付金が小規模特養などの整備に対する交付金2億5,582万円あります。

4目の労働費県補助金、これは歳出でご説明した5款1項に対応する雇用創出特別基金事業補助金5,174万8,000円でございます。以下歳出で触れさせていただいておりますのでその辺は割愛をさせていただきます。

16、17ページをお願いします。15款財産収入、2項1目財産売却収入でございます。旧大巻小学校の住宅用地、それから三用団地、普通財産分ということで合計1,558万5,000円の補正をお願い申し上げます。

それから16款寄付金ではありますが、記載のように一般寄付では2名の方から、それからふるさと納税が1名の方から、それから先ほど申し上げました指定寄付金として八海醸造様から150万円でございます。

次に17款繰入金、1目基金繰入でございます。財政調整基金からの繰り入れを取りやめまして下水道事業に繰上償還分を繰り出すため合併振興基金から9億6,000万円繰替えての繰入金でございます。

2項特別会計繰入金ではありますが、それぞれ前年度の精算金でございます。

18、19をお願いします。18款繰越金であります。前年度純繰越金を1億8,407万5,000円の計上でございます。19款3項受託事業収入でございますが、湯沢町との広域行政受託の関係の20年度分精算にかかる計上をさせていただいております。

20、21をお願いいたします。20款市債でございますが、合併特例債としてまちづくり建設事業債で1億6,350万円。2目の借換債、繰上償還分が3億1,560万円の減額でございます。以上が歳入の補正でございます。

8ページを少しご覧いただきたいと思います。第2表、地方債補正でございますが、所要の調整をいたしまして合計で1億5,260万円の減額変更をお願いしたいものであります。以上でございます。

議長　　ここでお諮りいたしますけれども、間もなく5時になりますが、ただいまの第92号議案終了まで続行したいと思いますがお異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは続行いたします。

議長 質疑を行います。ページを言ってからお願いいたします。

中沢俊一君 23ページ、地域情報通信基盤整備事業費についてお伺いします。7億8,000万円ということでかなり大きな事業であるわけですが、これの地元、投資に対する工事にかかわる景気活性効果、あるいはまたNTTに貸し付けるということでもありますけれども、例えば管理について地元の業者に多少のその波及効果があるのかどうか。これについてお聞かせください。

総務部長 全域でございますし、それから一つは光ケーブルということでございますので、やはりそう何て言いますか、電気屋さんがすぐできるという仕事ではちょっとないと思いますので、それが地元はかなり効果があるかと言われると厳しいかなという気はいたします。

それからメンテナンスなんかもそうですが、ご存知のようにNTTの電話は、では普通の電気屋さんができるかと言われるとかなり難しいものだろうと思いますので、地元の電気屋さんがメンテナンスができるというようなかたちには、ちょっといかないのではないかと、いうふうに私は思っております。以上です。

中沢俊一君 そうしますと景気活性化とは言いながらNTTのせこみみたいな気がしましたが、そういう現実はどうなんでしょうか。

市長 いわゆる布設工事費は、それは工事関係はNTTしかできませんのでそこへ行きますけれども、この光ファイバーが全市内に入るのですよ。後山・辻又は別にいたしましても全市内に入るのですよ。それはすごい効果ではないですか。それは何にもならないなどという話だとちょっとこれはもう認識不足も甚だしいということになります。そういう話ではないですか。だって何にもならないなどと。

中沢俊一君 そういう答弁はないと思いますよ。そういう・・・

議長 ちょっと待った。私はまだ指名していません。23番、中沢俊一君。

中沢俊一君 そういう効果はもちろんわかりますが、ただ経済効果といいますが、とりあえず仕事が、この地域に対してのそういう効果があるかどうかということを確認しただけです。その辺の効果は私も心得ております。

駒形正博君 同じ予算に対する質問ですが、後山・辻又を除く市全部ということですが、市全部が供用開始をできるのはいつごろの予定でしょうか。

総務課長 今回の事業、一応22年度末迄で終わる予定ですので、全域ということになると22年度末以降ということになります。

駒形正博君 21年度のこの補正で7億8,000万円ということですが、この予算でどの辺までするのでしょうか。

総務課長 どの辺というか、NTTが六日町局、塩沢局は全部もうほとんど終わった状態です。あと後山・辻又を除いたところが全部これで終わる予定です。後山・辻又については既に補助金をもらって無線で今やっておりますので、今回の申請ではそれはちょっとうま

くないということではねられてしまいました。

駒形正博君 はっきり言えば大和町が使えるようになるのはいつごろかということです。

総務課長 これはまだそこまでの契約を細かいところはしていませんので、あとその供用するやり方も多分、恐らく終わったところからN T Tとしては供用していきたいと思っていますので、ちょっと今の段階で言えませんけれども、22年度末までには使えるようになるはずです。

佐藤 剛君 今のところに関連しますのでちょっと質問します。光ファイバー、これからの企業誘致とかには非常に欠かせないことですので、私は非常にいいと思うのですが。ただ、心配なのは今までこれを光ファイバーを引くにはN T Tに交渉したり加入者を募ってそしてやっていたわけなのですが、今度は市で自治体でやるということになると一気に話は進むのです。けれども、その後の保守管理といいますが、何かトラブルがあったときはその分自治体負担になるというような話が以前あったような気がします。その後の後々の負担みたいなものは何かわかっていたら教えていただきたいのですが。

総務部長 原則的には市で布設をしてそれをお貸しするわけですから、お貸し料をいただくわけですが。反対にメンテがいるわけですので、そのメンテをしていただくということで今のところその部分については行ったり来たりでゼロというようなかたちです。ただ、電線が私ども市のものになるわけですから、支障移転ですとかそういうことになると設置市である市の方で動かさなければならぬということがあります。想定とすると貸賃、借り賃でそれは一応ゼロとなるだろうという想定をしています。今のところはまだそれ以上の想定はしておりません。

宮田俊之君 25ページで1点だけお願いいたします。真ん中の方の介護基盤緊急整備等事業費ということで、入る方も10分の10ということになっていまして、開設準備の経費までもつようなかたちということで非常に有利に事業が進められるのかなということで。ちょっと私もなじみがなかったので教えてもらいたいのですが、国からこういう要綱が来て、すぐに市内で募集をしてちょうどいい方があった。又は新しくやりたい方があった。それぞれいろいろ事情があると思うのですが、これは何件くらいに対してこれをされるのか。1件だけなのかもしれませんけれども。それとこれくらいのお金が入った以上、やはり利用者の方にとっては費用の軽減とかプラスはあるのかなと。その辺のことは何かちょっと説明いただければと思うのですが。

福祉保健部長 25ページになりますが、まず設置数について申し上げます。スプリンクラーの1,700万円につきましては、設置カ所が5カ所で市内のグループホームということでございます。それからその下の施設整備、それから開設準備の方ですけれども、施設整備は4カ所であります。ミニ特養が1カ所、グループホームが2カ所、それから小規模多機能型が1カ所というような内容になります。

それで利用者についてというようなお話がありましたが、今回につきましては施設整備の補助金ですので、この部分が利用者の方の利用料の軽減ということに結びつくような内容に

はなっておりません。以上でございます。

宮田俊之君 わかりました。要綱がそうではないということであればそれでいいです。その4カ所というのは新規で、要は施設が増えるという意味でしょうか。そうするとそれによってどのくらい改善されるのでしょうか。いわゆる受け入れの規模がどのくらい広がるかということです。

福祉保健部長 すみません。答弁もれで申しわけございません。まず最初に定員の関係ですが、今現在入所待ちが、重複もありますけれども大体400人くらいというようなことで今までずっと話をしているかと思えます。今回4カ所を整備することによりまして、ミニ特養が29人であります。定員が29人であります。それからグループホームが18人が2カ所ということでもありますので36人。それから小規模多機能の定員ですが25人というようなことになりますので、400人の解消には及びませんが、少しでも待機者の解消になるのではないかというふうに考えているところであります。

それから今回のこの施設整備につきましては、21年度の国の補正によりまして従来の補助単価が上乘せになったというようなことで、もともと4期計画で施設整備は予定をされているものも含めまして、22年度に設置をする予定のものも含めまして、前倒しの部分も含めて整備をするというようなことでございます。以上でございます。

牧野 晶君 17ページの合併振興基金繰入金。これは戻りは当然あるわけですよ、毎年償還のところ。その確認と。

あとそれと35ページ商品券ですが、第2弾をやるということです。第1弾のとき非常に私は好評で良かったなという思いがあると同時に、ただ、問題というか指摘もあった点もあるわけです。例えば土日の販売についてどうだったのだというのについてはどういうふうになるのか。

あとそれと同じ35ページの揚水ですけれども、光熱費がここで何で140万円も出てくるのか。これは当初の見積もりが甘かったからということになるのかについて。

37ページについても、やはりこれ一般備品購入費。当初予算に出てくるようなものが何でここに出てくるのかなという思いがあるのですが、以上についてお願いします。

総務部長 合併振興基金は繰替えでございますので当然10年間でまた元に戻すということでございます。以上でございます。

産業振興部長 いろいろと今のところ私どもの方にはご意見がまいておりますので、まだそれを全部検証したわけではございませんが、いろいろあるうちのまず土日の関係でございます。今度は短期間に土日を入れた中での発行をしたいというように思っております。その他、例えば換金の換金率だとか、それから販売場所。今のところは各商工会1カ所ということではありますが、これではそこに買いに来れない皆さん方もいるということでもありますので、この数をもう少し増やそうではないかという部分でございます。

ただ細かい部分は、これは年末年始の対策ということをお願いをされておりますので、それまでに細かい部分は詰めて対応したいと思えます。今のところ12月の初めのころからの

販売になって、年末年始にこの商品券を使うということになるのではないかなというふうに私どもは思っております。

それから揚水関係の電気料の関係でございます。こは上野原のポンプ場のわけでございます。ここに今のところポンプが3台あるのですが、ふだんは1台で用は足りるわけですが、どうも最近ポンプの能力が落ちていまして2台で回さなければ補水ができないなどということであります。3台回しますと低水位が働いて落ちるというような状況でございます。ポンプの能力がダウンしたために1台分を回すわけでございますから、電気料がその分が余計にかかったというようなことでございます。それは今までの経費の中でやっておりましたので、それを改めて追加140万円をするわけでございます。そのための対応として下段の方に関連工事費というのがございますが、これが水中ポンプの入替えをやりたいということで250万円を計上したものでございます。以上です。

(「まだ37ページ」の声あり)

産業振興部長 すみません、落としまして申しわけございませんでした。この備品につきましては今まで私どもが外部の方で、要は外の方でやるイベントがたくさんあるわけなのですが、その際に使う広報装置がございませんでした。今のところポータブルのものを持って行っているわけですが、非常に感度が悪くて。例えば電源をつなげればいいのですが、電源がつながないところは電池でやるわけでございます。途中で声が途切れたりということがございまして、ちょっと高性能で外部の方であいさつとかいろいろなものを使えるようなそういう備品を購入したいということで、今回要求をさせていただきました。

中沢一博君 29ページの住民健診事業の件で聞かせていただきますけれども。女性特有のがんですけれども、このようにしていただきました。2,000名の方がこれから無料配布になるわけですが、現実見たときに、やはり女性の方が今はかなり多く仕事等に携わっているかと思えます。そのときにどのようにこの方たちを上げられようと考えていられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

保健課長 該当者には今月に入りましてダイレクトメールでクーポン券を発送しております。一応今月中旬をめでに希望の取りまとめをしたいと思っております。その取りまとめ状況におきまして、今の住民健診の体制ですともうまかないきれませんので、このクーポン券事業特別の車。あるいは大和地域につきましては大和病院において、これはあとの未受診者も含めてですけれども、市全体の対象ではありますが大和地域につきましては大和病院の方におきまして、乳がんと子宮がんの検診を来年のクーポン券が切れる時期の1月、2月のころに行いたいと思っております。

9月の中旬までにはすべての対象者の方から、できれば回答いただきたいわけですが、そこである程度の希望者が出ます。さらに10月に入りましてこれはクーポン券事業だけではありませんけれども、他の住民健診、がん検診も合わせてではございますが、広報を通じまして未受診者への勧奨を、そのためのまた日を設定いたしまして広報をかけたかと思っております。

ご承知のようにこのクーポン券事業につきましては国の補助事業でありまして、5歳刻みで設定されております。国の方では厚生省の方が平成18年に、女性のがんの検診につきましては2年に一遍で有効であるふうな指針を出しておりますので、昨年該当になった方も場合によっては、ある特定の年齢については今年もまたクーポン券が配られるようなかたちになります。これについてはもちろん拒むものではありませんけれども、国の方につきましてはクーポン券の方に、2年に1回が有効であるというふうなことで明記しろというふうなことになっております。そういったことで受診率につきましては、私どもは50パーセント以上をもちろん目標にやっておりますけれども、今回の補正につきましては、乳がん及び子宮がんの昨年度の目標を下回らないようなかたちで考えております。

それから受診率向上のための休日あるいは夜間の対応でございますけれども、これについては今のところ検討はされておられません。以上でございます。

中沢一博君　今、受診の関係した時に特別でやるということで、そうしないと枠がないわけですからわかるかと思えます。そこまでやってやられるわけですから、これから現状を聞かされるいろいろアンケートをとるということでございますから。今最後に言った時間外の対応を考えていないということでございますけれども、それが多かった場合は、やはり何らかのかたちで考えようとしているのかどうか。それだけお聞かせいただきたいと思えます。

保健課長　時間外につきましてはちょっと難しい　これは市というよりは健診機関の方の関係だと思えますが、そちらの方で受けていただければもちろんそれは好ましいわけですけれども、健診機関の方と相談をいたしますけれども、考えられるのは休日等の例えば土曜日とかそういったところについて、まだいつやるというふうな実施日は設定されておりませんので、バスにつきましてはそういったところも健診機関の方と相談していきたいと思っております。以上でございます。

若井達男君　25ページ。先ほど3番議員の方からも質問があったところですが、その中で出てくるかと思って期待しておったのですが、いずれにしても今回は久しぶりの大型補正ということで、なかなか盛りだくさんの内容だというふうに感じているところでございます。

それで質問でございますが、ここへ介護基盤整備、整備事業、先ほど説明がありました10分の10と。この一番下の欄になりますが、定期借地権利用整備促進特別交付対策事業補助金というふうにあります。ひとつこれを簡単に説明してください。

福祉保健部長　1,675万円の補助金ですよね。(「はい、そうです」の声あり)それにつきましてはミニ特養であります。坂戸の清流館をリニューアルしましてそこをミニ特養にしたいというようなものでございます。その底地につきまして購入ができないというようなことで定期借地権を設定しますので、その分の補助、2分の1分の補助金ということでございます。これが該当になるかどうかというのはまだはっきりしませんが、一応こういつたことで申請をしているということでここに計上させていただきました。以上です。

若井達男君　そうするとこれは1カ所についての定期借地権の。これは今の話の段階で



は、定期借地権の期間等は当然、話し合いの中で進められると思うわけですが、この定期借地権の期間及びその設定につくとかなり地権者の方とのまた関係も出てくるわけですし、長いことによってやはりある程度の拒否も考えられるわけです。その辺はきちんと年数等については今同時に進められているわけですよ。後になってから、設定してからやはりいろいろな問題が出るのは大変だと思うのです。

それで、私などここでグループホーム、それから多機能型、ミニですか、そういったものがあるわけですので、その辺がやはりそれぞれ借り物であって、そこに底地に対して定期借地権を設定しなくてはならないかというようなことになると、かえって件数が多いだけにそういった問題が出るのではないかと思いますけれども。今のそういった1カ所の場合であればお互いがよく話し合えば。ただ、今言う期間がどのくらいだとか期間の定め、そういったものがやはりこれはきちんとしたものが必要であると思いますが、その辺はいかがですか。

福祉保健部長 この1,675万円につきましては1カ所でありまして、それで私どもの方にその辺の年数の問題だとか、あるいは金額の問題だとかというものについては直接具体的な相談はまだありませんけれども、基本的にはこの整備をする事業者と、それからお貸しをする人との話の内容だろうというふうに思っています。私どもの方に相談があればまた必要な指導はしていきたいというふうに考えております。

阿部久夫君 1点だけお聞きをいたします。ページは35ページです。森林整備加速化・林業再生事業です。林業がこういった整備をされるということは非常に大変喜ばしいことなのでありますが、私たちの地域ばかりではなくて新聞にも載っておりました。どこの地域でも松木、今、紅葉が来たような感じで非常に赤くなっていると。周りの地域の皆さん方も非常にこれを心配しているところなのです。これは昨年も私もこのような質問をいたしました。

やはりこれは年々構わないでよくと徐々に虫が木に、いくら回りを整備してもいたるところにそういったものでもって木がみんな枯れたりまったりするということになる、それは地域の大変ないろいろなかたちで問題になると思います。こういったことについて市はどのような対策をとられているのか。その1点をお聞きしたいと思っています。

産業振興部長 今、山の方が赤くなるという部分だと思いますが、これはカシナガという虫が食うというようなかたちですが、マツクイムシと同じようなものだと思っていただければよろしいわけですが、この具体的な対処方法というのは、基本的には伐倒してそれを駆除するというような方法しかないわけです。細かい部分はまだわからない部分もあるのですが、私が前に農林課長のときには気温の関係、それから時期によって発生する発生しないというのがありますので、ある時期がくると収束するのではないかなというようなことがありまして、それが今まで続いているわけですが。

私が承知している範囲内は今の五十沢キャンプ場の方で大分状況が悪いものですから、そこは県の方の事業と地元の負担を入れまして今やっているのですが、やっていることは要は伐倒です。伐倒してそれを焼却するとか、それから処分してしまうというようなことより今

のところ方法はないというようなことが実情でございます。残念ながら広い山のことでございますから上から散布をするわけにもいきませんし、状況をやはり見ていくというより今のところは手が無いというふうに私は承知しておりますが、以上です。

阿部久夫君　市は対応はないと言われても、住んでいる地域の皆さん方にしてみると非常に大変心配をしているのです。これが来年になればまたどのように増えるのかどうか。ただただ、対応がないばかりではそれでは、やはりちょっと林野庁やそこら辺にちょっと声をかけて何とか。せっかくの自然がこういった状況になっているということは、確かにこれはもう大変な問題だかもしれないけれども、ただ対応が足りないということではなくて、やはりきちんとした対応をとっていただきたいと。そのように思うのですが、もう一度お願いします。

産業振興部長　今までも県の方にはある程度お聞きしている部分がございますが、きちんとした内容での回答をいただきまして、場合によっては　これは区長さんがいいのか農区長さんがいいのかわかりませんが、そういうところを経由しながら一応チラシ等で、若干そういう部分のご案内なり対応についての周知をしたいと。これはちょっと検討させていただきます。

関 昭夫君　1点お願いします。12、13ページ。12款の使用料の関係です。伝世館の使用料300万円追加しているということで、入館目標をある程度考えてのことだろうと思うのですが、その辺をお聞かせいただきたいのと、あわせて天地人博の方の入館も当初20万人だったわけですがもう既にクリアしているという中で、最終的にどの程度想定されているのかお聞かせいただければと思います。

天地人事務局長　伝世館につきましてでございますが、現在8月末で約4万5,000人ほどの有料入場者がございます。その中でこのたび300万円ほど収入を見させていただいたわけでございますが、あと残り　残りといえますか今年度分でございますけれども、9月、10月、11月私どもの方の見込みでは6万から7万人ほどの入場が見込まれるのではないかと。そうしますともう一度12月でまた収入の方の補正をさせていただければと今、考えておるところでございます。

それから博覧会の方でございますが、8月末現在で約26万4,000人ほどでございます。市長の所信表明にございますように、最終的な目標を40万から50万人というようなことで考えております。ただ、若干心配なのがインフルエンザがどのように広まるかというのがちょっと気掛かりではございますけれども、何とかその数字を目標に誘客に努めていきたいというふうに考えております。

議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　長　討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第92号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第92号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は9月7日午前9時30分当議事堂で開きますのでお願いいたします。ご苦労さまでした。

(午後5時25分)